

Title	元末の泉州と回教徒
Sub Title	Chuan-chou at the close of the Yuan period and the Moslems
Author	前嶋, 信次(Maejima, Shinji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1953
Jtitle	史学 Vol.27, No.1 (1953. 12) ,p.17- 69
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19531200-0017

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

元末の泉州と回教徒

前 嶋 信 次

序

この一篇を三章にわかす。第一章「啞嗜例綿について」は東方學第五輯に收められた杉本（直治郎）博士の高説に對し、潜越をもかえり見ず異説を提起したものである。第二章「吳鑿と清淨寺記」は福建泉州の古いモスクに残る元代の碑文と、その撰者のことを考え、次に汪大淵の島夷誌略のことにも言い及んだものである。第三章「亦思巴奚の叛亂」は元末の大亂の際、同じく泉州で起つた西域人の騷亂につき、その本質を見究めようと試みたものである。

いずれも元朝の福建地方に於けるイスラム教に關連したもので、やゝ雜然たる寄せ集めの觀があるかも知れない。しかし、三章が相まつて、混亂を極め、しかも比較的史料に乏しいかの時代の閩南の文化史上に、僅に一點の光なりとも投じ得たならば、筆者はこれを望外の俸せとするのである。

第一章 啞嗜例綿について

本誌第二十五卷第三號にわたくしは「泉州の波斯人と蒲壽庚」を發表し、その中で、元の皇慶年間（一二三二—一二三三）

三)に福建の泉州に渡來し、その地のイスラム教團の攝思廉 Shaikhu'l-Islam 即ち主教に推され、明の洪武三年(一三七〇)に異常な高齢を以て同地で歿した西域人不魯罕丁 Burhan ud-Din の事蹟に言及した。そして乾隆泉州府志(卷七五上、拾遺)に「閩書抄」として、この人物の略傳を挙げ、それに「夏不魯罕丁者西洋啞嗜例綿人」という一句があるのに對し、何の解釋も下し得ず、その旨を告白したのであつた。これに對し杉本(直治郎)博士は東方學第五輯に「啞嗜例綿とは何であるか」と題する興味深い論說を寄せられた。これは、ただに啞嗜例綿に就いてのみではなく、これに關連した種々の問題に對しても、明快な幾多の新說を示されたもので、筆者の如きは云うまでもなく多大の裨益を受け、多くの點に於いて首肯し敬服しているものである。ただ主題たる啞嗜例綿の解釋に就いては、なお疑義がある。すでに博士の看破されたが如く、わたくしは初め「啞嗜例綿」をひたすらに西域の地名であろうと考えたのであつたが、遂に匙を投げざるを得なかつた。しかるに博士は、これを「攝思廉」と同義の言葉で、イスラム教團の長を意味する Shaikhu'l-Islamin の音寫という說を立てられた。遺憾ながら、これをそのままに承認することは困難の如く、わたくしには思われる。しかし、博士の卓說により、俄に眼の開いたごとき感を得た。それで御說に若干の疑義を抱いている旨を申上げた所、最非發表せよとの御奨勵を受けたりしたので、甚だ潜越ではあるが卑見を述べて見たいと思う。

まず杉本博士が啞嗜例綿の原語とされた Shaikhu'l-Islamin であるが、果してそういう言葉が用いられたものか、大に疑問がある。博士は Islam を Muslim の複數形と見られ「この場合 Islam が Muslim となるのは、Muslim が muslimin となるごとく、すずれもアラビア語における、複數形にほかならなす」とし、また Yule-Burnell, Hobson-Jobson (London, 1903, p. 603) に muslim のペルシヤ語複數形は muslimân で、これが單數形に用いられたものか、如

く、かくて musliman または musalman なる語がつけられたのであろう」としてあるのを「おそらく妥當の見解であらう。もしもそうだとすると、その語形は、たとい複數のそれであつても、ほとんど單數形と同様の意味に用いられたと考えてよい。これ攝思廉と嗜嗜例綿とは、語尾が相違していても、ともに同様に用いられたと推定されるゆえんである」と論じられたのである。⁽¹⁾

muslim の複數形 muslimin については何の疑義もなく、コーランではいつもこの複數形の方が用いられている。⁽²⁾ また Islam という言葉はコーランには八箇所に出ているけれども、Islamia という形では一度も現われていない。⁽³⁾ いうまでもなく、イスラームという名詞は、動詞 'aslama (salima の第四形) から出たもので、'aslama は「服従する、歸依する」を本義とするから、Islam は「服従すること、歸依すること」であり、アツラーの意向の下に身を委ねることである。故に言葉の性質上複數形はあり得ないと見るべきである。これに對し muslim は、アツラーの思召しに身を委ねた人の義で、個々の信者を指すから、これが殆ど原則的に複數形で用いられるのは當然と言つてよいであらう。このことは、これと殆ど同義語に用いられる mu'min (信する人、信仰を持つ人の義) の場合も同じである。ただしコーランには、その複數形 mu'minin の用例が約百七十ヶ所あるのに對し、單數形も十五ヶ所に現われている。⁽⁴⁾ 杉本博士の御説の如く Islam が、その複數 Islamia の形で、しかも單數の意味に於いて使用されたというような事は考え難いことである。イスラム教の用語は、ここに言うまでもなく、大抵はコーランから出ている。もとより、若干の例外はあろう。しかし、コーランのスーラ三、第十七節に「まことにアツラーに於ける教えこそイスラームなり」とある如く、「イスラーム」の如く教義の根本をなす重要な言葉に對し、後世のものが勝手に複數形を造るなどということは考え得ぬこと

である。A. J. Wensinck und J. H. Kramers, *Handwörterbuch des Islam* (Leiden, 1941) に於て Shaikhul-Islām なる言葉の意味や用例に幾變遷かのあつたことを詳細に述べてあるが、Shaikhul-Islām としうような形が行われたことは記してない。また元代の泉州に居住したムスリム達の間でも矢張り Shaikhul-Islām と呼ばれていたことは「攝思廉」という音寫が清淨寺碑に現れていることでも證明出来ると思われる。これも Shaikhul-Islām の如き尋常ならざる形が行われていたとは考える事が出来ない理由の一である。

第二に、杉本博士は「西洋喳喳例綿人」とあるうち「喳」は Shaikh の、「嗜」は Islam の「綿」の對音、「例綿」が Jamīn の對音であろうと説かれている。「喳」は康熙字典にも見えぬものど、H. A. Giles, *Chinese-English Dictionary* (London 1892) には俗字であるとし、北方では *ché, djé* または *cha* と發音され、あゝまゝな發聲音で、人から呼びかけられたときの應答であり、“Yes, sir, I obey.” の意であると説明してある。中國の演劇などで、下僚、下僕などが、上の命令を受けた際、かしくまつて發するあの音聲なのである。同じく Giles は「喳々亂叫」「喊々喳喳」「喳得一聲」などの用例を擧げている。第一は雀などが互にさえずり交わしているさま、第二はひそひそ話の音、第三は、お呼びに對し「ハーツ」と答えたというような意味であるとしてある。Ch. Rey の客家語辭典(六)によると、「喳」の客家音は Tsa または Tsac (客家語では「查」の音は Tsa) で、tsa と發音する場合は「脂が火に落ちるとききの音」「ばちばちとはじける音」を示し、「喳喳响」Tsa tsa hiong などしう風に用い、craquement, pétilllement の義である。「啾啾喳喳」tsi tsi tsa tsa は「脂が火に落ちてたてる音」「かきわけられた小枝の折れる音」であり、「油血啾啾滴在火上」you hiét tsi tsa tít ts'ai fó chong は「脂や血が滴となつて火上に落ちてジュウジュウと音をたてる」の義であると

しろ。また「tsac」と發音する場合は「穀粒を搗き碎く音」「もの碎ける乾いた音」の義で、「狗食骨頭啞啞响」*Keou Chit Kouit t'eu tsac tsac hiang* (犬が骨をほりほりと食べている)「老鼠食穀啞啞啞啞」*Laò tch'ou chit Kouic tsit tsit tsac tsac* (鼠が米をちゆうちゆうほりほりと嚙つてゐる)などの用例があるとしてゐる。

いずれにしても擬聲詞であつて、俗字として扱われているのである。こういう俗字を「閩書抄」なり「泉州府志」なりが、前述の如き場合に使用し、ことにこれを以つて *shaihn* の音を寫すに用いたものとするのは少しく困難と思われる。「閩書抄」は恐らく何喬遠の閩書と關係のあるものであろうが、それにしても明の末に近いものであり、これを引用した泉州府志は乾隆年間のものであつて、そのころの「啞」字の音が、現在の音と、そんなに違つてゐるとは考え得ぬことである。

わたくしは「啞啞例綿」の「啞」は本來は「啞」と書かれていたのが泉州府志に誤り寫されたのではないかと思う。啞と啞とは形がよく似ているし、「啞啞例綿」にせよ「啞啞例綿」にせよ、一般の中國人には珍らしい名稱に違いないから、傳寫の間に兩者をとりちがえる可能性は多いと思われる。

「啞」は集韻には「謀」と同じで「普」または「嘸」にも作るとしてあり、普は説文に「古文謀字」としてある。故にその音は言うまでもなく *mou, nu* であり、また杉本博士の説かれた如く *shih* は思 *ssu* に應ずるもの、例は *ni* であるし、綿 *mien* の泉州、厦門音は、廣東語音と同じく *min* であるから、啞啞例綿は *musiminn* の音寫として、少しも無理がないと考へる。「夏不魯罕丁者西洋啞啞例綿人」とすれば「西洋のムスリミーンの人」即ちイスラム教徒であると言ふ意味に解すことが出来るであらう。

また杉本博士は「夏不魯罕丁」の「夏」を *Ha* の *Ha* であるとし、不魯罕丁の子なる夏敕大師の、夏敕 *Ha* の下略對書に相違ないと云われている。これは確に博士の御考の通りであるとわたくしも思う。ただここに夏敕大師とある「大師」の解釋であるが、これについては博士の御高見が示されていないので卑見を述べさせて頂く。

桑原博士は「蒲壽庚の事蹟」の中で「元史」卷百二、刑法志、職制上、及び「元典章」卷五十三、刑部、問事の條に「哈的大師」に關する記載のあることを指摘され「福建地方の回々人の行政を統べしが、後これを禁止して蒙古官憲の手に收めたり」と記されている。

元典章によれば

皇慶元年三月二十九日、福建省宣慰奉_ニ江浙行省札付_ニ淮_ニ中書省咨_ニ。至大_ニ年十一月二十五日特奉_ニ聖旨_ニ哈的大師_ヲ只管_ニ他每掌教念經_ニ者。回回人應有_ニ的刑名_ニ・戶婚_ニ・錢糧_ニ・詞訟大小公事_ニ、哈的每休_レ問者。交_ニ有司官_ニ依_ニ體例_ニ問者。(下略)

とある。即ち哈的大師等は武宗の至大年間(一三〇八—一一)に特に聖旨を奉じて以來イスラム教徒間の司法行政のことなども扱つていたらしいが、皇慶元年(一三二二)以後は、専ら教務念經のことに従い、他のことは官憲に委ねよと云うのであろう。

わたくしは、ここに哈的大師とあるのも、夏敕大師と同じものであり、こういう稱號を帯びた人々は元代をすぎ、明代に入つてもなお暫くの間は福建のムスリム社會に存続したものであろうと思う。

それでは攝思廉(Shaikhur-Islam)と哈的大師(夏敕大師)とはどこに差があつたかというところ、それはこの二つの名

稱の意味がことなつてゐるのみで、その人々の管掌した仕事は殆ど同じことであつたらうと考へてゐる。

乾隆泉州府志引用の閩書抄には、夏不魯罕丁は衆に推されて攝思廉となり、元末の騷亂の中をも、よく生き延びて、明の太祖の洪武三年（一三七〇）に百四十二歳の高齡で歿したとしてあるのであるが、その後の所に「夏敕大師は不魯罕丁の子なり。回教を習ひ、其の業を繼ぐ。また壽百十一歳」とあり、父が攝思廉の任に居り、子は夏敕大師と稱され、しかも子は父の業を繼いだとある所から見て、兩者の職掌のほぼ同じかつたことを推察し得るのである。

わたくしは哈的大師も夏敕大師も、等しく *amiri hajj* (= *miri hajj*) であり「哈的」「夏敕」は *hajj* の音寫、「大師」は *amir* (*mir*) の意譯であると考える。*amiri hajj*, *miri hajj* はヘルシヤ語化した形で、本來のアラビヤ語は *amir al-hajj* (*amiru'l-hajj* と發音) である。*amir* は言うまでもなく「指揮者、支配者、君主、指導者、家長」などの意味を持ち、*Steingass* は *miri hajj* を 'the chief commander of the pilgrims' 'the leader of the pilgrims' などと説明してゐる。^(註) *Encyclopaedia of Islam* にも *Amir al-Hadjj* の一項を設け、'Leader of the caravan of pilgrims to Mekka' とし、イスラム時代に入り、始めてこの稱號を帯びたのはアブー・バクルで西曆六三〇年のハッジの際であつたが、後世、歴代のカリフは自身がこの役目を果すか、さもなければ王子等をこの名譽職に任じた。その任務は單に巡禮達をメッカまで引率して行き、そこから連れ歸るのみではなく、途中に於けるそれらの風紀上の取締り、メッカ、アラファ山その他聖地に於ける儀式の指導等にも當るものであつた。政治上の分裂があつた際は、それぞれの政權を代表する幾人ものアミール・ハッジがアラファ山に對抗的に旗を立てたこともあると説明してゐる。また *Anneer Ali* は、歴代のカリフは、聖地巡禮者達を遊牧民の掠奪や攻撃から護るため a superintendent of the *Hajjis* (*Ameer ul-Hajj*)

の重職を設けたが、その任務は一隊の兵を率いて巡禮隊と同行することにあつたと説いている。^(十三)しかしこの説明は十分ではないようである。アミールル・ハッジの任務は決して巡禮隊の護衛のみにあつたのではなく、主な任務は巡禮(朝覲)の先達である。一八五三年の九月、メディナに於いてダマスカスから来た巡禮團に加わりメッカに潜入した英國のリチャード・バートンによれば、Emir El-Hajjとは巡禮團を導く特權を帯びたパシヤの稱號で、名譽ある任務でもあれば、實益もある。何故ならば、聖地または、そこへの途中で死んだ巡禮達の携帶財産を沒收する權利を持つてゐるからであるとしてゐる。^(十四)また西曆一八七五年、ダマスカスから同じく巡禮團に加つて北部アラビヤに入つた英國のダウティによると、その巡禮團には種々の役員があつたが、最高のものが Emir el-Hajj や、commander of the great pilgrimage」と譯すべきもの、「昔はよくスルタンの王子が、この役に就いた。しかし、當今はスタンブールの精巧なカーペットの濫みをまだ身體に残してゐるような廷臣の内の誰かで、駱駝の旅の辛さには耐えられそうにもない人々である」と云つてゐる。^(十五)またその下に Pasha el-Hajj がいて、これが實際にはキャラヴァンを指揮する一切の任に當る。^(十六)そのまた下に Muhafiz el-Hajj (護衛役、監視役) が居り、Kasra el-Hajj (會計役) をも兼ねてゐたが、これは剛強な武人で、旅行中は一日に二時間位しか眠らなかつたと語つてゐる。^(十七)

云うまでもなく、メッカの大祭に参加することは、イスラム教徒に課せられた義務の一で、五つの柱 (rukū 複 arkan) の一つに數えられて居り、毎年各地から巡禮達がメッカに流れ込んで来る。その中でもオスマン・トルコ時代にはシヤ特にダマスカスに集結して南下するものと、エジプトのカイロから来るものとの二大集團が最も顯著で、前者は Hajj al-Shāmī、後者は Hajj al-Misrī と呼ばれてゐた。^(十九)これらに、それぞれ amir al-hajj が居たのであるが、そ

他の各地方から来た巡禮團にもそれぞれその先達がいて、やはりアミール・ハッジと呼ばれたものと思われる。そしてペルシヤ人はこれを *miri hajj* または *amiri hajj* と稱したのである。一度びメッカ大祭に参加の宿願を果したものは、生涯 *hajj* としてムスリム社會で特別に重きをなした如く、巡禮の先達の如き大役を勤めたものは、やはり生涯、ミーン・ハッジまたはアミーン・ハッジの稱號を帯びて、一層の權威を保持したものとと思われる。元代から明初にかけて福建地方に哈的大師、夏救大師と呼ばれる人々が現われたのは、その興味ある實例として注目すべきものと、わたくしは考えている。そして當時の福建地方、特に泉州などでは、これを特に *miri hajj* の形で呼んでいたものと推察する。その有力な證據として擧ぐべきものは、泉州の回教寺院、即ち清淨寺内に殘存する明の成祖の上諭を刻した碑で、張星烺・陳萬里・黃仲琴の諸氏が紹介したものである。^(二十一)

この碑は、同寺の正門を入つて東側の壁に嵌入してあり、黃氏によれば「楷書・字大寸ばかり。石の四周は繞らすに蟠龍を以てす」としてある。曰く

「大明皇帝、米里哈只に勅諭す。朕惟うに能く心を誠にして善を好む者は、必ず能く天を敬い、上に事え、善類を勸め率いて、皇度を陰翊す。故に天は錫うに福を以つてし、無窮の慶を享有せしむ。爾米里哈只、早くより馬哈麻の教に従い、志を篤くして善を好み、善類を導引し、また能く天を敬い上に事え、ますます忠誠を效す。茲の善行を眷みば、良しく嘉尚すべし。今特に爾に授くるに勅諭を以てし、所在を護持せん。官員・軍民・一應人等、特に慢侮欺凌すること毋れ。敢て故に朕が命に違ひ、慢侮欺凌する者あらば、罪を以て之を罪せん。故に諭す。永樂五年五月十一日」

右の碑文に現れた「米里哈只」は明かに *miri Hajj* の音寫で、この人が清淨寺の責任者であり、當時の泉州のイスラ

ム教團の代表者であつたのであろう。またこの米里哈只こそ、「哈的大師」「夏敕大師」と同じ稱號と考えられる。

前述の如く夏不魯罕丁は洪武三年に百四十二歳で歿し、その子夏敕大師が父の業を繼ぎ、百十一歳の壽を保つたと泉州府志にある。この父子の行跡を見るに多分にイスラムの神祕派(スィフイー)の行者らしい特徴があつて、もとよりその年齢なども、そのまゝには受取り難い。しかし相當の長壽者であつたことは事實であらう。それにしても洪武三年から、成祖の上諭の下された永樂五年(一四〇七)までは足かけ三十八年もあるから、不魯罕丁の子の「夏敕大師」と、永樂五年に上諭を受けた「米里哈只」とを必ずしも同一人であると斷定することは出来ないかも知れない。しかし、同一人であることも、決して不可能ではないし、わたくしにはどうも、そうであつたように思われてならぬ。また假に別人であつたとしても、それは不魯罕丁の子なる夏敕大師の後をうけて泉州のムスリム達の中心となつた人物に違いない。

第二章 吳鑒と清淨寺碑記

泉州清淨寺の創建や改修のこと、これらを繞るイスラム教徒の動きなどを最も詳細に傳えたのは元末の吳鑒の「清淨寺記」(至正九年—一三四九—頃の執筆)と、同じモスクにあるアラビヤ語刻文(至大三—四年—一三一〇—一一年—頃のもの)とであることは既に拙稿「泉州の波斯人と蒲壽庚」中でも述べた如くである。吳鑒の碑文は閩書(卷七、方域志)にその一部が引用され、從來はそれだけが利用されて來た。原碑は果して今もあるのだろうか。閩書は原文のどの位の部分を傳えたものであろうか。閩書の引用は果して忠實なものであろうか。閩書引用以外にも重要な内容を含

んだ部分があるのではなからうか。こういう疑問は當然起るわけであるが、いままでに、これに就いての考察は殆ど行われて居ないようである。

民國十五年（一九二六）の秋、二人のすぐれた中國學者が、この方面に深い關心を持つて清淨寺を訪れている。それは當時厦門大學の教授であつた張星焯と陳萬里の二氏であるが、兩者とも吳鑒の碑をはつきりと識別していない。張星焯氏によると、清淨寺の大門を入ると「右手に石碑二あり。牆邊に立つ。頂蓋の風雨を遮掩するもの無く、侵蝕多くして辨ずべからず」とあり、^(二二二)簡單に見限つた形である。陳萬里氏の方は「院中、東面に二石碑あり。已に磨泐す。椎拓後或は尙讀むべし」として、やゝ望みを維いではいるものの、^(二二三)その後これが判讀に力をそそいだものかどうか、その著書には全く記載を缺いている。そして二人とも、この磨滅に瀕した碑の一つが、最も尊重すべき吳鑒の碑そのものであることを覺つてはいないらしいのである。

これが吳鑒の碑であることを明かにしたのは、前文にも述べた黃仲琴氏であつた。黃氏は張、陳二氏より二年おくれて民國十七年の夏、このモスクを調査し、かの二碑のうちの一つは明の萬曆三十七年（一六〇九）の「重修清淨寺碑記」であることを確め、若干の磨滅箇所を除けば、^(二二四)ほぼ完全に讀みとつている。この碑は高さ九尺、幅三尺九寸、二十六行で、一行は六十三字、楷書で記してあり、明の成祖の上諭の嵌入してある場所から、更に進んで第二門を入つた所に西向きに立つて居るといふ。そこは、もと圓天井を頂く廻廊であつたが、現在はドームは無くなり、露天になつてゐるのである。その所在場所から見て、張・陳二氏が讀み得ないとしてしまつた二碑の一つであることは疑うべくもない。

これと並び立つ、もう一つの碑を黃氏は「元碑と爲す」とし、明碑より「やや小さく、行書、共二十二行、行五十字、

文は多く磨滅す」と記しているが、それでもなお三百十字ほどを読み得ている。二十二行で一行五十字と云えば、全部で一千百字に達するから、そのうち三百十字では僅少に過ぎる憾みはあるが、矢張り大きな收穫で、先ず第一に「三山具鑿誌」とあることによつて、これが紛れもなく、具鑿の清淨寺記であることがわかる。その他にも閩書引用の同碑文と符合するものが三十五字もあるので、全く疑う餘地はない。閩書引用の同碑文は四百九十三字あるから、これに黄氏の判讀した部分を合すると(重複の所は數えず)全部で七百六十六字となり、結局三百三十二字のみが不明である。(その他にも推測によつて加え得る文字が少くも十三字はある)閩書には引用されて居らず黄氏の判讀にかかる部分にも重要な史料が含まれている。また閩書引用の文と、黄氏判讀の分とを併せて考察すると、閩書の引用は極めて忠實であり、勝手に字句を変えたり、省略したりしたものでなく、原碑文の最も重要な部分を、そのままに寫したものに違いないと判断してよいと思われる。閩書の著者何喬遠は泉州に生れ萬曆から崇禎年間にかけて、その地で活動した人であるから、直接原碑に當るか、具鑿主輯にかかる清源續志などに錄された碑文を寫すか、とに角、全文をはつきりと讀み得たものに違いない。わたくしは閩書の引用の分と黄仲琴氏の報告とに基いて、次の如く、清淨寺碑記の復原を試みた。(ただし、字側に○をつけたのは黄仲琴氏の判讀したもの、◎をつけたのは、閩書と黄氏と重複した部分、△は筆者が推測によつて補つた文字である。なお強いて行えば、この外にも若干は補足し得る文字もあるが、慎重を期して確實なもののみにとどめた)。

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50

同募。

2 (上缺) 將軍福建都指揮使司都指揮使 (中缺) 清篆蓋

3 進士觀戶部 (中缺) 丁儀書丹

- 4 西出玉關萬餘里有國曰大食於今爲帖直氏北連安息條支東隔土番高昌南距雲南西漸于海地莽平廣袤數萬里自古絕不與中國通城池宮室園圃溝渠田畜市列與江淮風土不異寒暑應候民物繁庶種五穀蒲萄諸果俗重殺好善書體旁行有篆楷草三法著經史詩文陰陽星曆醫藥音樂皆極精妙製造織文雕鏤器皿尤巧初默德那國王別譜拔爾謨罕驀德生而神靈有大德臣服西域諸國咸稱聖人別譜拔爾猶華言天使蓋尊而號之也其教以萬物本乎天天一理無可像故事天至虔而無像設每歲齋戒一月更衣沐浴居必易常處日西向拜天淨心誦經經本天人所授三十藏計一百一十四部凡六千六百六十六卷旨義淵微以至公無私正心脩德爲本以祝聖化民周急解厄爲事持已接人內外慎勅迄今八百餘歲國俗嚴奉尊信雖適殊域傳子孫累世不敢易宋紹興元年有納只卜穆茲喜魯丁者自撒邨威從商舶來泉郡茲寺于泉州之南城造銀灯香炉以供天買土田房屋以給衆後以沒塔完里阿哈味不任寺壞不治至正九年閩海憲僉赫德爾行部至泉攝思廉夏不魯罕丁命舍刺甫丁哈悌卜領衆分訴憲公任達魯花赤高昌楔玉立至議爲之徵復舊物衆志大悅於是里人金阿里願以已貲一新其寺來徵余文然記余嘗聞長老言□氏國初首入職方士俗教化與他種特異徵諸
- 13 (缺廿六字)
- 14 也。莊子書佛書皆曰西方有大聖人 (欠六字) 始出其教頗與理合漢唐通西域 服 先入閩廣□其
- 15 兆□已遠矣今泉之禮拜寺僧 (缺卅八字)
- 16 清源郡志已著其事今復□其廢興本末 (缺廿三字) 皆明經進士其於
- 17 之。心。行。其。教。□。楔。公。治。泉。有。惠。期。年。之。內。百。廢。俱。興。新。者。亦。餘。波。之。及。□。謂。非。明。儒。者。郡。字。則。並。時
- 18 之。教。夏。不。魯。罕。丁。者。博。學。有。才。德。年。一。百。二。十。歲。精。健。如。中。年。命。爲。攝。思。廉。其。曰。攝。思。廉。猶。言。主。教。也。沒。塔。完。里。舍。刺
- 19 甫。丁。哈。悌。卜。謨。阿。陣。薩。都。任。特。也。沒。塔。完。里。猶。言。都。寺。也。議。阿。陣。者。猶。言。唱。拜。也。 (缺九字) 順。推。官。徐。君

20 正奉訓知事郡士□將仕董其役者泉州路平準行用庫副使□馬沙也三山吳鑿誌按舊碑年久腐敗□錄諸郡志全文募□
 21 以□立石 (缺六字) 立扁清淨寺三大字以輝壯之他如 (缺廿二字) 皆以本教

22 爲念或議以修葺之功或厚以俸□之施而咸有功斯寺者然教中顯於泉州 (下缺)

右の文中、特に氣づいた所を述べると、第四行目以後に「初め默德那國王別語拔爾謨罕驀德生れてより神靈、大德あり。西域諸國を臣服せしむ。みな聖人と稱す。別語拔爾はなお華言「天使」の如し。けだし尊んでこれを號するなり。……心を淨めて經を誦う。經はもと天人の授くるところ。三十藏、計一百一十四部、凡そ六千六百六十六卷……」とあるうち、默德那が Medina (al-Madinah) 別語拔爾がアラビヤ語の rasul (使者、豫言者の義) にあたるペルシヤ語 Paigham-bar 謨罕驀德が Muhammad の音寫であることは極めて明瞭で、すでに張星烺氏等も指摘した所である。^(二十五) その次にイスラム教の本義を述べた後、コーランの説明に及んでいる。「天人の授くる所」とある天人はアッラーではなくて、天使 (malak) のことであろう。アッラーの啓示をマホメットに下す仲介をしたのは、大天使ガブリエル (Jibril) であつたとも、「篤信の精靈」(Ruhul-Amin) とも、または「恐ろしき力あるもの」Shadidu'l-Qūa であつたとも言われ^(二十六) て一致しないが、ハディース (ヤホメットの言行の傳承) では一般に「某天使」malak であるとしている。コーランそのものは長短まちまちの百十四の章 (Sura) に別れ、各章がそれぞれいくつかの節 (Aya、複數 Ayāt) に別れてゐることは周知の事實で、スーラとは「列」アーヤは「しるし」の義である。アーヤの數は區切り方によつて異同を生じ、六千六百十六、または六千二百三十六などと^(二十七) するが、それ以外の數もある。ここではスーラを「部」アーヤを「卷」と譯し、卷數を六千六百十六としているが、或は六千六百十六とすべきを六の數につられてこうしたものか。

コーランは別に信徒の讀誦のために三十のジュヅウ *juza* に別たれている。スーラは長短不同で、長いものは二百八十
六節もあり、短いものには三節か四節しかないものもあるので、ムスリム等は大抵讀經の際、スーラの別によらず、全
經をほぼ均しい分量に三十分したジュヅウに従う。コーランの左右の欄外に「ジュヅウいくつ」と明記してあるが、ペ
ルシャ語では *Si-para* と呼び、ラマザインの月の齋戒中は毎日一スーパラを讀誦する習慣があるという。この一
ジュヅウを基準とし、それを半分に切つたヒズブ（またはニスフ）四分の一にしたルブウ、四分の三のスルスなどの別
け方もある。碑文中に三十藏とあるのは、このジュズウ（スーパラ）を意味していることは明瞭である。またこれ
はコーランの構成を相當詳しく示した文章として、中國文献中最も古いものと思われ^(二十八)る。

碑文にはまた「書體は旁行、篆楷草三法あり」としてある。篆とはクローフィー書體 (*Kufic*) を、楷とはナスフ書體
(*naskhi*) を指すものと思われる。草は恐らく十三世紀中にペルシャに發達したといわれるターリーク *Taliq* 書體か、
ナスフ體の崩し書きをいふのであろう。タブリーズのミール・アリー *Mir'Ali* がナスフ體とターリーク體とを折中して
工夫したという流麗なナスターリーク書體は十五世紀以後のものであるから、勿論この場合は除外すべきである。

呉鑒の清淨寺碑の中の右の部分と殆ど同じ文章が明一統志 (卷九十) 名山藏 (王享記卷五)、皇明世法錄 (卷八十一)
明史 (卷三三二、默德那國の條) などにある。劉智の天方典禮擇要解 (卷一) にも「海鹽鄭曉曰、默德那國王穆罕默德
生而神靈、有^二大德。臣^三服西域諸國。諸國尊號爲^四臙昂伯爾、猶^五華言天使云。其教專以^六事^七主爲^八本。而無^九像設。其經
有^{三十}三十本。凡六千六百餘章云々」とあり^(二十九)。同じく明の羅日駁^(三十)の咸賓錄にも同様の文章が見られる。皆、同一系統に屬
するが、この系統の所傳は、右述のもの以外にも存すると思われる。その中で、現在知られているうち最も古いものは

與鑒の碑文である。

同碑文はその次の所で、清淨寺（碑文中には禮拜寺とある）の創建の由來や、元の至正年間の重修の事情について述べているが、これについては既に拙稿中で述べた如くである。^(三十一) 聞書引用の部分は、そこで終つてはいるが、幸運にも黃仲琴氏の判讀し得た部分は、すぐその後には接續するものと認められる。何故ならば、兩者をすぐ接續すると、丁度、黃氏の言つた如く「共二十二行、行五十字」というのと合致するからである。

黃氏判讀の部分の最初の所、即ち第十三、十四行では回教の中國流入の概要を述べ、第十五行目で再び泉州の禮拜寺（清淨寺）の由來に及んだものの如く思われるのであるが、第十六行の初めに「清源郡志已にその事を著す。今また其の廢興の本末を」と見える。

清源郡志は泉州の地志として最古のものの一つであつたが、今は傳わつていない。乾隆泉州府志の郭賡武の序に「州の地、宋より定りて、志もまた宋より始まる。顧るに嘉定、淳祐の二志僅に其の名を存するのみ。元九十餘年の間、また未だ繼作あるを聞かず」とあり、同治九年の重刻版に寄せた章倬標の序には「泉、唐より以前、志あるを聞かざるなり。これ有るは宋の嘉定より始まる」としている。また同書には明の隆慶二年に出た泉州府志の序が轉載してあるが、それには「泉は七閩の上郡となす。獨り宋の淳祐の間に清源志あり」としてある。かく宋代の泉州の地志については所説が區々であるが、實際は寧宗の嘉泰元年（一一〇一）に最初の清源郡志が現われ、更に下つて理宗の淳祐十年（一一五〇）に第二番目のが編まれたらしい。その證據は寧宗の嘉定十年（一一〇八）と理宗の紹定五年（一一三二）と前後二回、泉州の知州事を命ぜられた名儒眞德秀の文集中の「清源文集序」なるもので、^(三十三) その中に「清源郡志成於

嘉泰之初。元山川・封域・人物・風俗登載蓋略備矣」と述べてある所から、嘉泰元年ころの清源郡志があつたことは確實としてよいであろう。これが後世に「嘉定の清源郡志」と誤り稱せられたものと思われる。(三十四)乾隆泉州府志(卷二九)に泉州の通判であつた「戴溪」という人の略傳があり、それに「字は肖望、永嘉の人。慶元中、泉州に判となり、能声あり。太守、信安の「劉穎」と清源志七卷を撰す」とある。直齋書錄解題(卷八)に

清源志七卷

通判州事永嘉戴溪肖望撰。時慶元己未、太守信安劉穎也。

と見えているのが、これである。劉穎傳(乾隆泉州府志卷廿九)によれば、彼が中奉大夫集英殿修撰を以て泉州知事を命ぜられたのは慶元五年(己未、一一九九)であり、翌年が同六年で、その次が嘉泰元年である。編纂にとりかかつたのが慶元五年で、刊行されたのが嘉泰元年であつたと推測する外ない。何れにせよ、ここに清源志とあるのが、嘉泰清源郡志であることは間違いないと、わたくしは考えている。

次に淳祐の清源郡志については、元の至正十一年(一三五二)の清源續志(呉鑿が高昌の楔玉立の命を受けて主輯した二十卷本)の序文(清源續志は散佚してしまつたが、呉鑿の書いたその序文のみが、幸いにして汪大淵の島夷誌略の序文中に混入して残っている)に

清源前誌放失。後誌止於淳祐庚戌。

とあることにより、淳祐庚戌(十年)ころに完成したものらしいこと、及び清源續志が出来た至正十一年(一三五二)には、まだ残存していたことが解るのである。當時、嘉泰清源郡志の方は既に亡失していたとあるから、呉鑿が清淨寺

記中で、この寺の由來が清源郡志に記してあると書いているのは、まさしく、この淳祐志の方であると思われる。

二

明の萬曆二十五年（一五九七）に泉州府晉江の人何炯の「清源文献」十二卷が公刊された。炯は閩書の著者何喬遠の父で、字は思默、嘉靖三十三年の貢士、靖江縣教諭を勤めたことがある。^(三十五)この書は宋の嘉定十一年に編まれた「清源文集」にならい、泉州關係者の詩文を集めたもので、四庫全書總目（集部總集類存目三）にその解説があるし、内閣文庫に萬曆の原刊本が藏してある。

この書の凡例に、「兵亂の後、すでに清源文集は存するなし」と言い、更に

嘉定志世絶不見。淳祐志已無全編。

としてある。嘉定志は嘉泰志と訂正すべきであるが「淳祐志已無全編」とは「完全なものはないが、一部分はまだ残っている」の意に解してよいかと考える。何炯は嘉靖—隆慶—萬曆のころ在世したのであるから、そのころ淳祐志がまだ一部なりとも残っていたとすれば、それよりも早く隆慶二年（一五六八）に出來た泉州府志の序に「泉は七閩の上郡となす。ひとり宋の淳祐の間に清源志あり」と書かれた理由も納得出来るわけで、嘉泰志の方はすでに滅び去つていたため、全然言及されていないのであろう。

碑文の十七—二十行は、至正年間の重修に盡力した人々のことを述べている。楔玉立、攝思廉（シャフル、イストラム）の夏不魯罕丁 Haji Burhan ud-Din、舍刺甫丁哈梯卜 Sharaf ud-Din Khaib のことなどが記してあるが、舍刺甫丁は沒塔完里 Mutawalli 即ち都寺の役についていたものらしく解される。その次に「謨××薩都………」とあり、

第十九行目に「議阿陣者猶言唱拜也」としてある。この場合の「議」は黄仲琴氏の判讀の誤りで「謨」が正しい。また「薩都」の上に「阿陣」の二字を補うことが出来るが、「薩都」の下にも「爾丁」を補つてよいかと思う。つまり「謨阿陣 nu'azzin の薩都爾丁 Sadr ud-Din も重修に盡力した一人で、謨阿陣とはなお唱拜というが如きである」との意味であろう。nu'azzin, muezzin は言うまでもなく、「azzana (名詞形は azana) する人」の義で、モスクの光塔の上
に立つて歌うが如く信徒に禮拜の時を告げ、「祈りに來ませ、救いのもとに來ませ」と呼びかける者、マホメットの
き、アビシニヤ人ビラトルがその初代となつたと傳えられている。不魯罕丁と舍刺甫丁並びにそれらの役名は閩書にも
紹介され、泉州府志その他にも記録があるが、薩都(爾丁)という人がムアッジンを勤めていたことは黄仲琴氏の判讀に
よつて初めて知られたわけで、これによつて元の至正十年ごろの泉州清淨寺の幹部の陣容は一層はつきりしてきた。そ
して中國に傳えられたアラビヤ語彙に、この一つを加え得たわけである。

第二十行目に清淨寺重修の工事主任となつたのは「泉州路□□□用庫副使□馬沙」とある。「泉州路」の下の三缺字
は「平準行」と補うべきであろう。それは萬曆泉州府志(内閣文庫所藏本。卷九、官守志)に元代の泉州路總管府の職
官を列記し「平準行用庫提領大使副使各一員。豐衍庫大使副使各一員」としてあり、その他にはこれに宛つべき官職名
は見當らぬからである。

當時、泉州路總管府の達魯花赤が僂玉立であつたが、同じ泉州府志(卷九)に「今郡志僂玉立を稱して監郡と曰うは
胡元の官名を惡めばなり」としてある。僂玉立については、高昌の名族の出で、その一家は祖先以來マニ教徒であつた
らうとの説が陳垣氏によつて述べられている。^(三十五)しかし彼までマニ教徒であつたかどうかは頗る疑問であるが、泉州に在

任中は治績大に擧り、宋代の眞德秀と並び稱されている。萬曆泉州府志(卷九)にも「元代に達魯花赤として泉州に赴任したものが、凡そ二十二人あるが、ただ楔玉立のみが宦蹟を現わした」としてある。清淨寺の重修もその事業の一つであり、至正十二年には泉州府城壁の改築を行つてゐる。即ち外城(羅城)の南部の外側、泉南港に面した部分には、宋の紹定三年に郡守游九功が築いた翼城が繞らしてあつた。楔玉立は、この翼城と重つた部分の羅城を外し、翼城を二倍ほどの高さ、即ち二丈一尺に補強して、これを新しい羅城とした。この工事により、舊羅城の外側を遶つていた濠が城内に取入れられたので、その浚渫を行い、運河に利用してゐる。^(三七) そのほかにも、文教を興し、貧民の救濟を行うなどあまたの事蹟のある中で、福州の吳鑒を聘して幕下に置いたことも注意すべきであらう。

清淨寺記も勿論鑒の撰文で、そのことは第二十一行に明記してあるが、その後「按ずるに舊碑年久くして腐敗……諸に郡志の全文を録して……石碑を立つ……」とし、第二十一、二十二行にはそう云つた修理の事情が述べてあるものの如くである。これによつて黃仲琴氏が判讀した「元碑」即ち吳鑒の清淨寺碑記はその原碑ではなくて後世の再刻であり、しかもその文章は「郡志」から寫したものであることがわかる。これと並ぶ萬曆三十七年の「重修清淨寺碑記」は磨滅の度が遙に少なく、黃氏はその大部分を讀んでゐる位であるから、これと同時に元碑を再刻したものではないように思われる。この萬曆碑に「元の至正間、夏不魯罕丁と曰うもの有り、里人金阿里とこれを修す。明興り、凡そ幾繕なるを知らず。隆慶丁卯、塔壞る。住持夏得升、衆を鳩めて之を修す。太守萬靈湖公俸を捐して以て助く。今萬曆三十五年、地大に震い、暴風淫雨、樓口飄搖し、傾圮日に甚し。住持夏日禹、父老子弟を率い、余に請うて之を修せんとす……」^(三八)とある。隆慶丁卯(元年・一五六七)と萬曆三十五年(一六〇七)とは四十年をへだて、また前者は吳鑒の原碑

の刻せられたときから大約二百二十年である。ほんの臆測に過ぎぬけれども、元碑の再刻は隆慶初年の重修のところではあるまいか。同碑の第一行から三行までは、第一行が二字、第二行が十五字、第三行が九字しか讀まれていないが、これは吳鑿の原碑にあつた文章ではなく、再刻のとき、これに關係した人々のことを記したものである。第二行に「將軍福建都指揮使司都指揮（使）……とあるのも、明代の官制と思われる。明史（卷七六、職官五）に「都指揮使司には都指揮使一人あつて正二品である」とあり、太祖の洪武八年十月に詔して從來の「都衛指揮使司」を「都指揮使司」に改め、凡そ十三の都指揮使司を改設したが、その中に「福州都衛を福建都司（都指揮使司）と爲す」とある。恐らくこれに當るものであらう。

三

吳鑿その人の經歷については詳しくは知られていない。三山の吳鑿と呼ばれている所から福州府出身であることは疑ない。八閩通志（卷六二、人物、文苑）に「三山人。文詞に工、簡潔清新、一時の推重する所となる。其集は多くは散逸す。殘編斷簡は士大夫の家に往々猶存するものあり」とあり、汪大淵が自著島夷誌略につけた後序に「三山吳鑿明之」とあるので、字が「明之」であつたことがわかる。清淨寺記の如きは、僅少しか殘存しない彼の文章中では最も雄篇として推すべきものであらう。また汪大淵の島夷誌略には、彼の序文が二つつけてあるが、その一つは周知の如く彼の主輯した「清源續志」の序文に外ならぬ。その他泉州に建てられた楔玉立の生祠にも彼が碑文を書いたらしく、八閩通志（卷五九、祠廟）「楔監郡生祠」の條に「元至正十年、郡人、達魯花赤楔玉立の爲に建つ。三山吳鑿の記あり」とある。楔玉立在任中、泉州で彼が書いた文章は相當多數あつたと思われるし、^{（三十九）}その中には石に刻されたものも多かつたのである。

う。とりわけ一番纏つた仕事は前述の地方志編纂で、閩書(卷五三、文蒞志)に楔玉立のことを記し「至正中泉州に監たり。……圖誌を考求し、舊聞を搜訪し、寓公三山吳鑒を聘し、清源續志二十卷を成さしめ、以て一郡の故事を補う」とある。乾隆泉州府志の郭賡武の序に「元九十餘年の間、また未だ(宋代の二志の)繼作ありしを聞かず」と言つてゐるのは眞實でなく、二十卷もあるものが編纂されたのである。そしてこの書は少くも明の萬曆年間、即ち何喬遠の時代ころまでは存在していた。それは閩書(卷一四六、島夷志)に何子曰くとして「元の三山の吳鑒、泉守楔玉立の爲に清源續志を脩む。余友人の家に於いて僅にその一本を得たり。曰く島夷志。志載する所、凡そ百國、皆閩中に通ずるものなり。……」とあるによつて明かである。書名を「清源續志」とつけたのは、宋代の「清源郡志」の後を承けた義であろうが、その中に収めてあつた「島夷志」とは汪大淵の「島夷誌略」に外ならぬのである。島夷誌略が、もとは「島夷志」または「島夷誌」と呼ばれ、現存のものよりも、もう少し詳細なものであつたことは、既に丹羽友三郎、杉本直治郎の諸氏により明かにされている。^(四十七)同説の根據は「明一統志」に「島夷志」として、三十數ヶ條引かれており、明末の錢會の「讀書敏求記」にも、元人の舊鈔本によつて、同様に作られていることなどであつて、本來は「島夷志」であつたものが、抄録を重ねているうち、おのずと略されていつたところから「島夷誌略」または「島夷志略」と稱せられるに至つたのではなからうかと説かれてある。^(四十一)確に御説の如くであろうが、もう一つ傍證を擧げることが出来ると思われる。それは前文に引用した閩書「島夷志」中の何喬遠の言葉に、清源續志附録の「島夷志」には凡そ百國の記載があるとあり(島夷誌略には九十九國が記載されている)、その次に三島國、土塔國、古里地閩國のことが引いてあるが、その内容は現存の「島夷誌略」と一致し、何喬遠が「島夷志」と呼んだ書物は汪大淵の著に外ならぬことが明かである。吳鑒自身も、至

正九年十二月十五日づけの序文で、汪大淵の所傳は「其の言必ず信すべし。故に清源續志の後に附録す」と明記しているし、相まつて、いささかの疑もない。

更に附記すべきは、泉州に於いて「島夷志」と題する書物が著わされ、これが他の編纂物の附録となつたのは汪大淵の書が最初ではなく、宋代に前例があることである。呉鑒が大淵の書を清源續志の附録としたのも、或はその故智に學んだのかも知れない。

宋代に「島夷志」を編んだのは何人であつたか詳かでないが、嘉定八年（一一二五）三月から泉州の知州事を勤めた休寧の人「程卓」字は「從元」^(四十二)が觀察推官の李方子をして「清源文集」四十卷を編せしめ、これに郡人某の著わした島夷志をつけたのである。そのことは程卓の後任として泉州の知事となつた眞徳秀の「清源文集序」中に明記してある。^(四十三)

この一篇の趣旨は「郡に「志」のあるは古に始まり、郡に「集」のあるは近世に始まつたものである。「志」あつて、更に「集」のあるは何故かというに、「志」はその事を紀し、「集」はその言を載せるもの、「志」はその大綱を存し、「集」はその織悉を著わすものだからである。「志」は經の如く、「集」は緯の如く、ふたつながら無くてはならぬものである。清源郡志は嘉泰の初めに成り、山川・封域・人物・風俗などつまびらかに登載されている。しかし名士大儒の論述、文人詩人らの賦詠にして、國史に、家集に散見するもの、及び碑碣にするされ、楹壁に題されたものなどは、賢才の多くあること、風物の麗わしいことどものよいしるしであり、地志のみでは具さにすることの出来ぬものを多くふくんでいる。新安の程公は赴任された翌年、郡從事武陽の李君方子に向い『この地は文章の藪と號しながら、「志」はあつても「集」がないのは闕けていはしないか。子よ、我がためにこれを輯められよ』と言われた。』とあり、その次

に「李君既承命、則退而網羅收拾、得詩賦雜文凡七百餘篇、合爲四十卷。而公括田廩士之本末與郡人所編島夷志、則別爲之帙、以附焉……(下略)」とあり、最後に「嘉定戊寅(十一年)十月甲子建安眞某序」とある。

これによつて宋代の「島夷志」が清源文集に附録としてつけられたことは明白であるが、これが果して如何なる内容のものであつたかは知ることが出来ぬ。前述した如く明の萬曆二十五年に刊行された「何炯」の「清源文集」は宋代の「清源文集」の趣旨に倣つて編まれたものであるが、しかもその序文には「今その志(宋の清源郡志)と集(清源文集)と既にまた見るべからず」としてある。それのみか、清源文集が現われてから十年に滿たぬ寶慶元年(一二二五)九月の序のある趙汝适の諸蕃志は、泉州で書かれたものではなく、その内容上からも「島夷志」を大に参照したろうと考へるが當然であるのに、この書の序文には「汝适被命此來。暇日閱諸蕃圖。有所謂石牀長沙之陰、交洋竺嶼之限。問其志、則無有焉。迺詢諸賈胡、俾列其國名、道其風土、與夫道里之聯屬、山澤之蕃產、譯以華言、刪其穢渫、存其實、名曰諸蕃志」としていて、あたかも文献の頼るべきものがないので、外國商人達から直接事情を聽いて書いたものの如く述べている。しかし、この書には「嶺外代答」「通典」その他の文献を利用した部分も多いことは既に先人の指摘された通りであるから、^(四十四)必ずしも嘉定年間の「島夷志」を利用しなかつたとは斷定し得ないであろう。何喬遠の閩書中にも「島夷志」なる一卷が編入されていることは、ここに斷わるまでもないが、これを入れると、宋、元、明、各時代にそれぞれ一つづつ、都合三種の「島夷志」が泉州で書かれたことになる。まことに「島夷志」は海港泉州に於ける一種の傳統的著作とでも言い得るかも知れない。

杉本博士の『忘れられたる帝國』その他に拾う」の一篇は、汪大淵とその島夷誌略に關する誠にすぐれた考察であり、殊に、これまで、漠然としていた大淵の出生年を爾雅の一節から推定された點など興味津々たるものを覺える。博士の御説に對しては、わたくしは滿腔の散意を表するのであるが、汪大淵その人の言う所にやゝ疑義を抱いている。

それは彼が自ら書いた「島夷誌後序」^(四十六)の中で「大淵少年嘗附_レ船以浮_ニ于海。所_レ過之域、竊嘗賦_レ詩以記_ニ其山川・土俗・風景・物産之詭異與夫可_レ怪可_レ愕可_レ鄙可_レ笑之事。皆身所_ニ遊覽、耳目所_ニ親見。傳説之事則不_レ載焉」としていることである。恐らく泉州で「呉鑿」に會つたときも、またその後「張翥」に序文を依頼したときも「親しくこの目で見たりた事ではなければ、一つとして書きはしない」と力説したものと思われる。それで呉鑿の書いた序文に、汪煥章は海に浮ぶこと數年、その目の及ぶ所を書き記したのであるから「以_レ君傳者、其言必可_レ信」とあり、張翥もその序文中で「非_ニ親見不_レ書、則庶_ニ乎其可_レ徵也」と信頼の意を述べている。四庫全書總目提要（史部・地理類四）にも「此の書は則ち皆親歴して之を手記し、究_ニに空談して徵なき者の比に非ず」としてある如く、大淵の書の強味は實地を見て、専らそのことのみを記したという點にあるとされているのである。日本の如き重要なものを記していないのは、この書が海國全志ではなくて、ただ著者が見た所を記したからだとも四庫提要は辯護している。大淵がかなり遠方まで、長い期間航海してあるいた事は疑うべくもないが、彼の舉げた國々の中には、恐らく親しく足を印したのではあるまいと思われるものもある。この點についてはロックヒル氏が既に疑意を示している。それによると、「大淵のあげた九十九ヶ國は、東は澎湖やモルッカから西はアラビヤや東アフリカ海岸に及んでいる。その大部分は親しく訪れたのであろうが、特に遠隔の地方などまで行つたかどうかは甚だ疑わしい。たとえば Timor や、極西地方の大部分などがそれである。

馬魯澗 (Merv?) や麻呵斯離 (Mosul?) などの如きには、彼は行かなかつたに違いない」とある。(四十七)

わたくしは汪大淵が行かなかつたろうと思われる國の一つに「天堂」即ちメッカを加え得ると思う。言うまでもなくメッカを中心とその邊一帶はイスラムの聖地 (ハラム) となつていて、異教徒は絶対に入れないから、もし大淵が實際にこの地に入つたとすれば、彼はムスリムであつたに違いない。しかし、その地を敘して「風景融和、四時之春也。田沃稻饒、居民樂業」(四十八) などとしている。メッカ附近が荒涼たる熔岩の沙漠地 (ハルラ) で、氣候は年平均華氏九〇度に達し、稲田など全然存在しない地方であることはよく知られている。

「天堂」の場合はその一例のみであり、細かく検討すれば、他にもこう云う虚構は見つかるかと思われる。「親見した所でなければ記さなかつた」という彼の言葉にも、少しく警戒してかかる必要があると云うべきか。彼は恐らくメッカまでは行かなかつたのであろう。したがつてそのムスリムであつたという證據も無くなるわけである。

第三章 亦思巴奚の叛亂

元末、殆ど中國全土があけて騒亂の巷となつた際、福建もその例に漏れなかつた。特に泉州では亦思巴奚 (または伊巴爾希) 兵の叛亂が起り、順宗の至正十七年 (一三五七) から同二十六年に至る足掛け十年に及んでいる。その事情は泉州府志、興化府志、福建通志、閩書等に散見しているが、特に黄仲昭の八閩通志 (卷八七)、同治福建通志 (卷二六六) に詳しく、黄仲昭は、同郷の呉源の「至正近記」(四十九) なる書から主に材料をとつている。この書は今散佚に歸した如

くであるが、著者吳源については乾隆二十三年の莆田縣志（卷二一、儒林傳）などに小傳がある。字は性傳、明の洪武三年（一三七〇）に明經を以て興化縣學教諭を授けられ、後に同府學教授となり、洪武十三年には中書舍人林廷綱の薦で、特詔により京師に召され、四輔官兼太子賓客として、位は公侯都府の次に列した。後、老を以つて歸郷したが再び詔を受けて京師に赴き、國子司業を授けられ、久しからずして官に卒した。また同書（卷三十三、藝文）によれば、吳源は至正近記二卷の外に、「莆陽名公事迹」五卷「抱素軒稿」八卷をも著したとある。

洪武三年に縣學教諭となつたのであるから、少くとも元の至正年間の始めころには生れた人と見なければならず、亦思巴奚の亂を、親しく目撃したことは明かである。また學識の高い人物であつた事も確かで、その記録にも相當信用を置くことが出来ると考える。しかし彼の記述した亦思巴奚の叛亂はどこまでも、その故郷の興化府城（莆田）を中心として觀たものであつて、亦思巴奚の根據地たる泉州に於ける事情には殆ど觸れていない。八閩通志と大體同じことが同治福建通志にもひかれてあるが、文字に若干の相違點がある。

張星烺氏は、中西交通史料匯編（第四冊、古代中國興伊蘭之交通）中に福建通志から逐一引用し「元末泉州波斯戍兵之亂」「波斯軍隊駐中國」と銘をうつつている。果して亦思巴奚は波斯の戍兵であつたらうか。その本質の考察が本章の目的とする所である。しかし、やや冗長ながら、先ず叛亂の經過を一通り敘述することとし、それには八閩通志所引の至正新記を中心とする。これが最も史料として價值が高いと考えられるがためである。

この叛亂の勃發したのは、同治福建通志（卷二六六）に「至正十七年春三月、泉州の萬戶賽甫丁、阿迷里丁、城に據りて以て叛す」とある如く一三五七年春のことで、清淨寺の重修や、清源續志の編纂が行われてから間もなくのこと

あり、夏不魯罕丁、金阿里等を始め、それらの事業に關係した人々の多くがまだ在世中の出來事だつたのである。

張星煨氏は賽甫丁を Seif-uddin、阿迷里丁を Amireddin の音寫としてゐる。^(五十一)前者が Saif ud-Din (教の劍の義) にあたることは疑ないが、後者は果して Amir ud-Din であろうか。萬曆泉州府志(例えば卷一沿革の條)乾隆福建續志(卷四四)その他には「阿迷里可」と書かれてある。しかし八閩通志引用の至元新記には「阿迷里丁」とあるから、この方が正しいのであろう。ただ、Amir ud-Din という形は珍らしく、寧ろ Amid ud-Din と復原すべきものではないかと思われる。

叛すとはあるが、どの程度のものであつたかわからない。賽甫丁や阿迷里丁がイスラム教徒だつたことは、その名前からも明かで、恐らく泉州のペルシヤ人を主力とする居留民を率い、小さな自治政府をつくつた程度であろう。萬曆泉州府志(卷二四)に「元至正十七年、萬戶賽甫丁、阿迷里可反し、泉州に據る。民大に荼毒を被る」とし、同書(卷十三)に「鄭壽は晉江の人。書を讀み文を能くす。(中略)千戸より宣武將軍上萬戶に陞る。至正の間、萬戶賽甫丁、阿迷里可叛し、竊に泉州に據る。壽、これを討たんと謀る。機泄れて遂に害に遭い、一門死するもの數人、第宅盡く燬け、子孫離竄す。泉人これを傷む」とあるにより、漢人中にはこれに反抗を企てたものもあつたことがわかる。

賽甫丁や阿迷里丁等の勢力の基礎となつたのが亦思巴奚兵で、張星煨氏はこれをイランのイスパハーン出身の兵と考へたのであるが、^(五十一)わたくしはペルシヤ語で軍隊を意味するイスパール Ispah、または兵士、騎士などを意味する Sipahi と關係のある言葉と考へる。

至正十八年十二月には福州行省平章政事の普化帖木兒(Buka Timur)が、^(五十二)廉訪司(般若帖木兒?)と兵を構へるに至

つた。當時、福州と泉州の中間の興化（路治は莆田）には、前の江浙行省平章政事三旦八が住んでおり、また前興化路總管安童も、道士となつて幽居していた。普化帖木兒は部下を、三旦八及び安童のもとに派遣して、兵を集め、己れの援となさしめようとしたが、その後の所に「又賂泉州亦思巴奚調其兵進」（八閩通志所引至元新記）とあり、福建通志には「復賂泉州阿迷里丁所部伊巴爾希兵進省」とある。これが亦思巴奚（または伊巴爾希）の現われる最初の記録と思われる。伊巴爾希は或は伊爾巴希と正すべきものかと思われるが、八閩通志の方が根本史料に近いと考えられるので、それに従ふこととする。

至正十九年正月に、三旦八は自ら平章と稱し、安童は參政と稱し「分省を路治に開き、郡の軍民官を嚇して各、兵を以て會せしむ」と至元新記にある。路治とは興化路治のことで、今の莆田縣である。また二月には「三旦八は興化及び亦思巴奚の兵を驅り、數千人を合して、往いて福州を援く。安童獨り留まり、興泉分省の任を専らにす。其の意、亦思巴奚兵を輕んじ、以つて制し易しとなし、屢々これに挑む。ここに於いて亦思巴奚の酋阿迷里丁、自らその兵を領して來り、名は福州を援くると爲すも、實は興化を襲わんと欲するなり。安童もまたこれを知る」とあり、「三月、阿迷里丁、城下に至る。安童は漳州の總管陳君用等の謀を信じ、城門を閉じ、兵を城上に陳べて戰守の具あるを示し、また烏合の衆を西門外に聚め、以て疑伏を以てこれを却くべしと爲す。この時三旦八、阿迷里丁の兵の且に至らんとするを聞き、輕騎興化に至り、安童に勸めて其の兵を納めしめんとす。從わず。三旦八乃ち自ら城を出でて、之を迎う。阿迷里丁これを城外に留め、火を縱つて城門を焚き、矢亂發城上を射る。城中丞に水を取つて沃ぎ火を滅す。矢石また亂下すること雨の如し。相持すること一日にして、決せず。翌旦、また急に攻む。城の西、山に近き處のやゝ低きを視、射て守者數

百人を走らし、縁つて上り、遂にこれを陥る。安童狼狽して遁走す。阿迷里丁、遂に三旦八とともに城に入り、これに據る。安童の妻子、財物を虜獲し、兵を縦つて郡境を殺掠蹂躪すること、幾ど一月。「安童」興化縣龍紀寺にありて兵を起し、而して郡民もまた隨處に屯結し、これと抗さんと欲し、附を肯ずるもの無きを聞き、阿迷里丁は頗る内懼す。四月、遂に三旦八を執え、及び虜獲する所の男女を驅り、奔つて泉州に回る」とある。

攻城の際、城の西、山に近き處のやゝ低きを見、そこから亦思巴奚兵を登攀させ、城中に攻め込んだとあるが、その部分に烏石山という丘陵があり、山の腰部を城壁が走つていたが、最高部は城外に出ていた。そこで、この弱點に乘じて城内に突入したのである。なお、これに關しては、もう一度後文で觸れることにする。

亦思巴奚兵の興化攻略は、かくして一先ずは挫折したのであるが、この際に、安童が再び兵を起したという興化縣とは、讀史方輿紀要(卷九六、興化府の條)に見える興化廢縣のことである。莆田縣城(興化府治)の西北八十五里ほどの險峻の地にあたり、新舊の二城があり、舊城は宋の太平興國五年(九八〇)に游洋鎮に置かれ、これが廢された後、元の皇慶年間(一三二二—一三三)に廣業里の湘溪村に所謂新縣が置かれ、明の正統十三年(一四四八)に廢されるときまで續いたとある。^(五十三)安童が走つたのがこの新縣の方であつたことは言うまでもない。

同治福建通志に據ると「この年、賽甫丁、福州に入りて之に據る」とある。その地の争亂に乘じ、亦思巴奚兵の一部を率いて乗り込んだものであろう。安童や、泉州に拉致された三旦八のその後の運命は杳として不明である。

二

至正二十年に入ると興化路の騷亂の中心人物は一變し、林德隆、苦思丁(Shams ud-Din)、陳從仁及び陳同兄弟等が

現われて来る。八閩通志所引「至元新記」に「二十年正月、興化路推官林德隆、民兵を集め、黄石に陣し、府判柳伯祥を脅かして之を走らす。德隆遂に兵を以て城に入る」とある。黄石市は興化府城（莆田）の東南二十五里にあつて、海に近く、元の至正中に黄石税課局の置かれていた地といふ。（五十四）

苦思丁は廣東元帥府の元帥であつたのが、興化分省の右丞に陞つたものとしてあるが、これも恐らく西域系のムスリムであろう。至元新記に、彼は「伯祥、德隆の相讎惡するを觀るも、既にして之を問はず。伯祥走り、德隆兵を驅りて城に入るに及び、また之を阻まず。何の意たるやを知るなきなり」とある。

秋になると、新しい人物が登場して、林德隆と争うことになつた。「是年の秋、惠安の人陳從仁、軍功を以て累ねて興化路同知に陞る。其冬、莆田の人林德隆もまた軍功を以て累ねて興化路總管に陞る。二人もと豪を以て相下らず。またしばしば嫌隙交惡を以て、各、兵を擁して自ら衛る。而して從仁の黨、衆にして且つ強し。その弟「同」また潜にその兵を以て入る。遂に密に右丞苦思丁と謀り、德隆を誅さんとす。十二月、德隆事を以て出ず。從仁兵を遣りて之を執え、獄に繋ぎ、誣うるに謀つて不軌を爲すの罪を以てし、擄掠完軀無からしむ。既にして囊沙、これを壓殺す。明日病死を以て告げ、其の屍を出して檢驗し、數卒をして昇かしめ、西山に至りて燼いて之を蹂ましむ。また兵を莆禧にやり、その財産を沒せしむ。德隆の長子「瑛」は福州の賽甫丁に奔り、次子「許瑛」は泉州の阿迷里丁に奔り、哀を二酋に祈け、圖る所有るを欲す。二酋既にその賂を受け、また德隆の冤死し、且つ戕虐シヨウキヤクを受くること太甚しきを憐れみ、朝夕人を遣り、苦思丁の所に至り、潜に復讐を議す」とある。明の宏治年間の興化府誌（清同治十年重刊本）に據るに（卷二、各官年表）元代の（一）監郡、達魯花赤、總管（二）同知（三）判官（四）推官以下の表を掲げ「至正十九年の林德隆の判官就任」「同二十年

の陳從仁の同知就任」を記し、その次に「至正二十一年、林德隆爲總管」としてある。しかし、これは至正新紀の如く至正二十年とするが正しく、二十年末には德隆はすでに虐殺されたのである。また德隆の家にあつたという莆禧鎮は興化府治（莆田）の東南九十里、半島の突端部にあり、媽祖の廟で名高い湄洲の對岸にあつてゐる。

至元二十一年四月には福州に奔つた林珙が「賽甫丁の所より回り、大に民兵を集めて湖頭諸處に陳す。阿迷里丁もまた急に兵を遣り、（陳）同を惠安に撃つ。しかして苦思丁はすでに二酋と密約あり。遂に計を以つて從仁を分省の後堂に殺し、また謀つて不軌を爲すを以て之を罪し、その屍を解す。時に阿迷里丁の兵楓亭に至り、「珙」の兵奔つて黄石を突く。苦思丁の「從仁」の首と臂とを傳え至るを得て、乃ち各退去す。「同」もまた兵を以て來つて「從仁」を救わんとす。南門外に至り、「從仁」のすでに死せしを聞き、遂に漳州の「羅良」（のもとに）奔る。未だ幾ならずして苦思丁は福州行省に回り、また參政「忽都沙」、元帥「忽先」（Husain, Hossain）を遣わして、興化に分省せしむ。六月「同」等漳州より海を航して惠安に回り、縣治を陥れ、官吏を殺し、盡くその民を驅りて兵と爲し、声言して、從仁の爲に讎を復すという。（林）珙、報を得、即ち劉希良・林子敬・陳縣尉等の民兵を以て楓亭に趨いて迎攻し、敗る所となる。是に於いて「同」の姉夫「柳伯順」その黨「楊九」・「黃國輔」等と兵を率いて「珙」を追い呉山・下林諸處（五十五）に至る。流血道を波（五十六）し、飛焰天を薰（五十七）き、至るところ毒せらるること甚し。然うして客兵深く入り、之を久うして克たず。攻、則ち忽先と通ず。（福建通志には「柳）伯順密に忽先と通ず。忽都沙これを覺らず」とある）湖頭は村名で、莆田の西南十五里の文賦里にあり、同名の村が、同じく莆田の東十五里の國清里にもある。（五十八）惠安縣は泉州府治（晉江）から東北に五十里、莆田に至る街道にあたる。楓亭驛は惠安と莆田のほぼ中間で、唐代の風亭館、宋代の太平驛で、元の至正

七年に楓亭驛と改め、惠安縣と五十里を隔てて^(五十七)。「七月(林)伯順は杜武慶・胡慶甫・林全・李德正等の兵を以て郡城を襲い、西門より梯して入り、忽沙都(正しくは忽都沙)の家に至り、除授(福建通志には「印綬」)及び討珙の文字を脅取す。是に於いて伯順は府判と稱して城に據り、官軍民兵、柳子儀等を威逼し、驅りて以て「珙」を攻む。「許瑛」(林珙の弟)また急に泉州に奔り、兵を阿迷里丁に乞う。八月、「扶信」は亦思巴奚等の兵を以て進んで城下に至り、連日急攻す。「伯順」兵少なく力弱く、支うる能わざるを度り、先ず「忽先」を送りて福州に回らしめ、而して後、その黨を併せて、夜遁れ去る。九月、「扶信」その兵を以て城に入り、自ら元帥と稱す。而して(林)珙もまた兵を以て城に入り、自ら總管と稱し、城に據り之を守る。亦思巴奚の兵、既に殺掠禁するなし。而して(林)許瑛もまた日に兵を以て莆の南北洋を哨して暴を爲す。「馬合謀」(Mahmud)は亦思巴奚等の兵を以て仙遊縣を陥る。「胡興祖」「上官惟大」また兵を領して「伯順」等を窮追し、興化縣に至る。郡人その慘酷に遭い一方として免るるすべなし」とある。

三

次に至正二十二年二月の條に「泉州の阿巫那、阿迷里丁を殺し、將にその黨を窮せんとす。扶信懼る。林珙これを送りて福州に奔る。賽甫丁、珙をして興化に還らしめ、仍ち總管を以て之に據らしむ」とあるに見ると、泉州の亦思巴奚兵の中樞に異變が起り、阿迷里丁に替つて「阿巫那」なるものが、權力を握つたのである。この人については同治福建通志(卷二六六)に

阿巫那、本以番人主市舶。既殺阿迷里丁將窮其黨云々

元末の泉州と回教徒(前嶋信次)

とある。番人にして市舶を司ると云えば、まさにそのかみの蒲壽庚の身分によく似通つてゐる。この阿巫那(A-wu-na)は至正二十六年五月、陳友定(または有定)に捕えられるまで滿四年四ヶ月ほど亦思巴奚兵の棟梁として威勢をふるうのであるが、同治福建通志(卷二六六)には同じ至正二十二年にかけて

是年、回寇那兀納據泉州。叛。尋被執。官軍至。千戶金吉開門迎之。遂執那兀納。

としてある。當時の泉州の情勢からしてペルシャ人を主力としたと思われる亦思巴奚軍を率いた阿巫那も恐らくムスリムであつたろうと思われるが、ここに現われる「那兀納」(Na-wu-na)をも「回寇」としてある。この人については八閩通志卷一(地理)にも泉州のことを述べ「(至正)二十二年、西域那兀納等竊據其地。未幾陳有定據而守之」としている。「那兀納」は勿論「那兀納」であろう。また同じ書の卷六六(人物)の晉江(泉州)の龔名安の傳中に「時、福建行省奉辭興兵討西域那兀納等于泉州」とあり、同卷の劉益の傳には「西域那兀納等據泉州。州民以取貨財。不得者多置於死」とある。閩書卷一二五(英舊志)の龔名安傳には「時西域那兀納據泉州。炮烙州人。殺戮慘酷」とあり、萬曆泉州府志卷一(輿地志)には「(至正)二十二年回寇那兀納作亂。又據泉州」とあり、卷十三(武衛志)の龔名安傳に「時、西域那兀納等竊據泉州。殺戮甚慘。分兵掠興化。將侵福州」とある。

桑原博士は阿巫那と那兀納を同一人と見られたのではないかと思われる。それは「蒲壽庚の事蹟」(頁二二四)に「元末に賽甫丁(Saif ud Din?)、阿迷里丁(Amir ud Din?)、那巫那(即那兀納)の如き、泉州在住の回教徒は、數年に亘りて閩中に、暴威を逞くせり」と説かれ、此等回教徒の事蹟が八閩通志卷八十七に詳記されてあること、及び古今圖書集成(職方典、第一千五十二卷)に「西域那兀納は諸蕃の互市を總ぶるを以て泉に至り、元末の兵亂に遂に泉州を攻め

てこれに據る。福建行省平章・燕只不花は陳駘の計を用い、那兀納を執えて行省に送る云々」とあるを指摘されたのである。博士の云われた「那巫那」という名は見當らぬから恐らく「阿巫那」のことであろう。「阿巫那」「那兀納」はそれぞれ「西域人」「回寇」と呼ばれる西アジア系のムスリムで、等しく至正二十二年に泉州で兵權を握っている。「阿巫那」について書いているのは至正新記とこれを引用した諸書のみのものである。至正新記を引用した八閩通志も、他の場所では「那兀納」のことを傳えている。閩書、萬曆泉州府志など皆専ら「那兀納」のことを傳え「阿巫那」のことは云わぬ。わたくしも兩者は同一人と考えている。その一證は萬曆泉州府志（卷二四盜賊類）に至正二十六年のこととして「西域那兀納者、以總諸蕃互市至泉。元末兵亂遂攻泉州據之。福建行省平章燕只不花用陳駘計執那兀納檻送行省……」としている。これは桑原博士の指摘された古今圖書集成（職方典、一千五十二卷）中の文章と同じで、圖書集成は恐らく萬曆泉州府志か、萬曆府志が據つたそれより古い資料に基いたのであると思われる。そして「那兀納」が執えられたのが至正二十六年とすれば、至正新記に傳えられた阿巫那の擒えられた年と一致する。興亡ともに年を同じくし、名前も A-wu-na に Na-wu-na で酷似しているし、ともに西域のムスリムなのであるから、これは同一人と考えるが至當であろう。同治福建通志卷二六六に、阿巫那のことを記した後「是年、回寇那兀納云々」と記したのは、編纂者の誤解に基き、本來は同一人であつたのを、別人と考えたものに外ならないと思われるのである。

四

同じ至正二十二年中の出來ごとを至正新記は次の如く記している。「三月、「柳伯順」は永福より兵を潜めて興化縣を陥れ、官吏を殺し、縣民を驅りて郡城（莆田）に逼り、「陳同」と夾攻を約す。而して「同」未だ至らず。「伯順」自ら

兵を以て、突として寧眞門外に至る。「(林) 珙」の兵衄れ、其黨幾ど潰ゆ。たまたま泉州の亦思巴奚兩騎至る。「珙」厚くこれに賂し、声言して泉州の兵大に至るとなす。乃ち兵を以て泉州の兩騎に従い、鼓譟して出ず。「伯順」以て泉州の兵大に來ると爲す。またその兵まさに飢え勞れ、休して以つて食を待つ。その不意に出でて直にこれを攻む。遂に大に敗れ、僵死千を以て計う。「伯順」等慚憤して退く。四月(福建通志には五月)福州平章「燕只不花」諸軍を會して賽甫丁を攻圍し、^(五十八)因て珙の兵を調む。珙、辭するに故を以てす。

六月、伯順また興化縣の民兵を驅りて來り攻む。兵一たび交わりて、即ち大敗し、僵死また千を以て計う。是より遂にまた出でず。「珙」城に據る數日にして「余阿里」^(五十九)(福建通志には金阿里)海道より還り、「燕只不花」の便宜檄を得て興化を守禦す。既にして尙書「李士瞻」は「賽甫丁」、「扶信」を誘い、海舟に登る、參政「魏留家奴」(福建通志には觀音奴)亦思巴奚兵數百人を蹙殺す。「燕只不花」、省治を克復す。余阿里は江西行省左丞を以つて興化にありて「賽甫丁」、「扶信」の奔敗の兵を遏め、分省を開き、官府を立つ。餘民や生意あり。いまだ幾くならずして參政「鄭旼」は「余阿里」に代りて分省となり兩家(林と柳)の爲に仇を解く。(林)珙始めて莆禧に還り、而して(陳)同及び(柳)伯順もまた各々兵を罷む。莆は四百年の文物の郡なり。^(六十)陳從仁、林德隆が難を作してより兵連つて解けず。遂に異類を引き、その慘毒を肆にし、前後二萬餘人を戕殺し、三四萬家を焚蕩せり。すでに仇を解き兵を罷むと雖も、しかも「陳同」は猶、仙遊縣に據り、「柳伯順」は猶、興化縣に據り、「林珙」、「(林)許瑛」もまた新安・合浦等十餘里を據有し、分省の治する所は、ただ附城數里のみ。

賽甫丁や扶信等は、燕只不花のため福州から攻め落されたが、至元新記には、「李士瞻に誘われ海舟に登る」とのみ

あり、元史本紀（四六）至正二十二年五月乙巳朔の條には「泉州の賽甫丁福州路に據る。福建行省平省政事燕只不花擊つて之を敗る。餘衆航海し、還りて泉州に據る」とあるが、同治福建通志（二六六）には「賽甫丁海を航して還り、泉州に據る」と明記してある。しかし、彼や扶信は、もともと阿迷里丁の黨だったので、阿迷里丁を殺して泉州に據つた阿巫那（那兀納）がその黨を「窮む」とある以上、果して泉州に還つて無事であつたかどうかは疑わしい。何れにせよ、賽甫丁らのその後の消息は明かでない。明宏治年間の興化府志（卷四十二）の林以順（字は子木）の傳によれば、以順は福清州知州となつたが「亦思巴奚の黨、福清州を監し、衆の殺す所となる。その酋「賽甫丁」省政を擅にし、以順を囚う。（賽甫丁）敗れ去りたれば、乃ち歸るを得たり」とある。これにより、賽甫丁等亦思巴奚の一派は、福州を根據とし、閩江をへだてて南方の福清をも一時支配したらしい。しかし、今や彼等は福州の基地を失い、その際、亦思巴奚兵數百人が殺されたとある。そして餘衆は、それぞれ海路や、陸路を泉州に敗走したわけであるが、陸を走つたものは、興化に於いて余阿里のために迎え撃たれたのである。

五

至正新記（八閩通志所引）には

「（至正）二十三年十一月、泉州の阿那巫（正しくは阿巫那）その黨「白牌」（福建通志には博拜、Balai?）大闊等を遣り、官軍民兵を率いて「陳同」を惠安の寨に攻め、之を搜せども獲ず。追うて仙遊縣に至り、遂に縣治を陥れ、官民を殺し、また追うて興化縣龍紀寺に至り、「柳伯順」を搜せども在るなし。遂に殺掠を肆にして回り、其兵を楓亭に聚む。分省左丞「鄭叟」が「伯順」及び「同」に黨せしを怒りしなり」

「明年（至正二十四年）正月、兵を進めて（興化）郡城に逼る。分省の官吏皆その妻孥を挈けて遁れ去り、而して民を禁じ動くを得ざらしむ。人心惶々たり。最後にその掾史「任守禮」を用い、「伯順」遣わす所の數人を謀殺す。而して福建行省もまた左右司員外郎「德安」を遣わし、泉州に往いて「阿巫那」に諭し師を退かしむ。二月、兵還る。（福建通志には「博拜」「大闢」等乃ち還る）

四月、福建行省左丞「觀孫」京師より至る。旨を奉じて興泉に分省し、市舶・軍馬を提調す。朝命及び鑄降印信を有するに恃み、遂に「阿巫那」等を輕視し、以て皆當に己れに稟屬すべしと爲す。設くる所の員外郎「任立」を遣わし、泉州に往き、市舶庫を封じ、及び倉庫・錢穀を檢計せしむ。「阿巫那」市舶庫を空にして之を待つ。又沮止して封視就用に與わす。「觀孫」、軍馬之文（福建通志には軍馬文檄）を提調す。（阿巫那）湖州（福建通志には湖州）左副千百戶の領軍三百を遣わし興化に至りて調を聽かしむ。陽に尊奉を爲し、實は悖慢を示し、かつは以て之を覘う。「觀孫」これに處するに法なく、その暴を爲すに聽せて禁制する能わす。故に（阿巫那は）適に以てその桀驁の心を啓く。これより使傳日として來らざるは無く、然して皆、上を侵し事を生じ、不遜の語を爲す。また日に兵を縱つて惠安の境を往來して以て之を恐脅せしむ。「觀孫」惶惑爲す所を知らず。遂に繕城浚河、日に萬夫を役し、苛政滋出し、民は擾に堪えず。「觀孫」分省を罷めて京師に還るに至り、「德安」郎中を以て分省の事を攝る。「阿巫那」乃ちその兵を召し退かしめ、民始めて安息す」

德安と阿巫那とは特別に相許すものがあつたのではないかとも推察される。

至正二十五年中の出来ごととして至正新記は左の如く傳えている。

「三月、福建行省左丞帖木兒不花 (Timur Buka) 興化に分省し、前の攝分省事郎中「德安」乃ち之に參贊す。四月、泉州の「阿巫那」、また「觀孫」を恐脅せし故智を用い、湖州 (洲) の左副突軍三百を遣りて興化に至らしめ、また同知「石家奴」推官「林宗和」を遣わし、來りて、軍儲を追取せしむ。城の内外に出入し、公行して虐を爲し、顧忌する所無し。「帖木兒不花」罷めて (福建) 行省に歸るに至り、「德安」仍ち郎中を以て分省の事を攝る。(阿巫那) 乃ち其の軍を召し去らしむ。

其年十一月、前左丞「觀孫」また皇太子の命を以て興泉に分省す。(福建) 行省平章「燕只不花」密に德安をして自ら計を爲して之を拒ましむ。「德安」遂に大に民兵を集む。而して行省もまた孟・孫・兩同僉の兵を與え力を併せて守禦せしむ。「德安」また昭磨「余宗海」の謀を用い、人を遣わして意を泉州の「阿巫那」に達し、兵を求め助を爲さしむ。是に於いて「阿巫那」はその通事「哈散」(Hasan) 惠安縣尹「黃希善」を遣わし、官軍民兵を率いて (興化) 郡城外に至らしむ。「哈散」の意、攻めて兩同僉の兵を走らしめんと欲す。しかして「孟」同僉、急に兵を縱つてこれを逐い、二人を殺す。「哈散」等奔り還る。是に於いて城中の官民、皆以て亦思巴奚兵必ず至ると爲し、貴賤となく夜、家を挈えて走る。明日、德安もまた遁れ去る。既にして「哈散」「黃希善」、果して亦思巴奚等の兵を以て突として至る。時に分省の官すでに去り、敢てその事を主るものなし。「哈散」「黃希善」遂に兵を以て入る。而して「馬合謀」「白牌」もまた兵を以て繼で至る。明日、「白牌」等遂に兵を出して大に涵頭、江口、新嶺諸處を掠し、直に蒜嶺・宏路に至り、福清に逼近し、至る所を焚掠す。行省乃ち急に兵を遣わして常思嶺を拒截す。而して左丞「鄭旻」、郎中「易里雅思」

(Miyas, Elias)は「白牌」等の軍に至り、諭して師を退かしむ。従わず。最後に乃ち「阿巫那」の命を以て始めて還る。「白牌」、「馬合謀」等が福州を衝く意圖だつたことは明かであるが、「阿巫那」が何故にこれを中止せしめたかは詳かでない。

至正二十六年正月には「白牌」、「金阿里」等は議して、「哈散」、「黃希善」の兵を留めて城(興化郡城)を守らしめ、而して自ら兵を以て興化、仙遊二縣を攻陥し、至る所殺掠毒甚なり。二月(福建通志には三月)、「林瑛」と「柳伯順」と合謀し、城中の單弱なるに乗じ、「李佛保」、「許應元」等を遣わし、兵を潜めて城に至り、梯して上らしむ。「哈散」等の兵と城中に戦い大に之を敗り、亦思巴奚數十人を殺し、「哈散」を執えて莆禧に至り之を殺す。「黃希善」の遁れ去るにまかせて追わず。是に於いて「李佛保」、「許應元」は各、(林)瑛、(柳)伯順の僞署する所の官を稱し、(福建通志には「署する所の僞官を稱え)興化を據守す。而して「伯順」また其黨「杜武惠」等を遣わし民夫千人を脅驅し、塞を函頭に築く。民、勞擾に勝えず。「白牌」、「馬合謀」仙遊にありて城中已に變ありしを聞き、遂に各、兵を引いて泉州に還る。

三月、「白牌」、「馬合謀」、「金阿里」等、またその兵を領し、楓亭より海に沿い、直に吳山に趨き、「瑛」及び「許瑛」を攻む。是に於いて「瑛」は築く所の蠣前寨を據守し、之と抗す。而して「許瑛」は衆を率いて海を航し、往來して之を援く。「白牌」、「馬合謀」、「金阿里」等先ず「許瑛」を海上に攻む。「許瑛」戦い敗れ、困蹙し、其黨を盡して(福建通志には「其黨と)水に溺れて死す。「白牌」、「馬合謀」、「金阿里」等遂に兵を率いて莆禧に至り、大搜し、「許瑛」の妻子財物を盡獲す。既にして「瑛」は「許瑛」の敗を聞き、また遁れ去る。「白牌」、「馬合謀」、「金阿里」等、遂に兵

を縦つて「珙」の家の墳墓を夷け、并に其の屋宇營寨を燬く。而して新安、武盛、奉國、醴泉、合浦諸里の民もまた皆その殺掠を被り、掃蕩一空す。亦思巴奚兵は方に海濱を暴らし、而して分省の左丞は急に福州に回る。(柳)伯順、城内の虛に乗じて遂に入りて之に據る。

時に陳有定已に行省の「番寇を討捕せよ」の文を得、兵を擁して南下す。「伯順」、報を得て始めて固心あり。城中の官民にもまた幸に事を主とする者あり、以て計を定めて戦守すべしとなす。故に皆樂しんで之に附す。「白牌」、「馬合謀」、「金阿里」等は伯順が城中に據りしを聞き、急にその兵を回えし、疾驅して城に迫る。三月、進んで熙寧橋に至り、遂に東南北西四門を圍み、而して寧眞門を置いて攻めず。故を以て城の内外相接應し計を爲すを得たり。

四月、「白牌」、「馬合謀」、「金阿里」等始めて營を烏石山に移し、寧眞門を攻むるを謀る。(六十四)而も陳有定の子「宗海」がすでに兵を領して夜、城中に入りしを知らず。明日、「宗海」は西門、南門を開き其兵を縦つて出す。「白牌」、「馬合謀」、「金阿里」等は城門驂(ヒラカ)に開くを見て已に疑う。又、兵の出する者旗幟衣裳鮮明にして、進退步趨整肅なるを見て益々恐る。亦思巴奚の恃む所は弓箭刀牌なり。而して「宗海」の兵、心を併せ、協心直前し、之を搏執す。是に於いて亦思巴奚の兵、皆倉卒、施す所無し。遂に大に敗れ、僵屍數千。「白牌」、「馬合謀」、「金阿里」等を追擒し之を殺す。餘は星散鼠竄す。所在の農民もまた鋤耜を以て亂殺し、免るるを得る者なし。ただ四騎を逸し去るのみ。是日、有定の師至る。軍民を撫集し、路治を完復し、声勢赫然たり。

(柳)伯順已に城中に在りて號令を聽く。而して(陳)同及び(林)珙もまた皆兵を歛め、入りて約束を奉ず。遂に宗海に命じ、「伯順」及び「同」等の兵を督し、「珙」の水軍を合せて、進んで泉州を討たしむ。「有定」もまた其師を

以て往く。五月、諸軍泉州に克ち、「阿巫那」等を擒う。是に至つて興泉二郡、始めて亦思巴奚の禍を免るるを獲たり。」泉州の亦思巴奚軍はかくして滅び去つたが、右の文中に現われる「金阿里」は「夏不魯罕丁」等が至正九年に清淨寺の重修を企てたとき盡力した人物と恐らくは同一人物かと想像される。呉鑿の碑文には「是に於いて里人金阿里、己れの貨を以つて其寺を一新せんと願ひ、來りて余の文を徵め記と爲さんとす」とあるから、泉州のイスラム教團中の有力者であつたこと、また呉鑿の碑文もこの人物の求めで書かれたことがわかるのである。

また亦思巴奚兵は、こうして興化郡城下に潰滅するまでは、その戰鬥力を以つて泉州から福州にわたる地方を畏服せしめていたのであり、その間の事情はよく至正新記に描寫されている。彼等の戦法は騎兵を主とし、刀牌即ち劍と楯と、弓箭とであつたとあるから、そのさまは丁度、十三四世紀ころのペルシャのミニヤチュールに描かれた騎士の如きものであつたと想像される。

七

阿巫那が擒えられた事情は至正新記には簡略に述べてあるだけであるが、八閩通志、閩書、萬曆泉州府志その他に據つて補足することが出来る。官軍が彼を容易に生擒し得たのは、討伐軍の參謀の一人であつた陳駭（字玄甫）と泉州の鹽田の一つ涵洲場の司令の任にあつた龔名安の策應の功に據る所が多かつた。萬曆泉州府志（卷十、官府志）の陳駭の傳によると、駭は至正中、泉州の鹽田の一つの潯澳場（六十五）の司丞に任ぜられた際、當時鹽法すたれ、私販が盛であつたのを、よく取締つて手腕を認められ、福建行中書省の掾（屬官）に拔擢されていた。「西域那兀納等、泉州に據る。行省、辭を奉じて之を討つ。駭が嘗つて鹽官となり、もと吏民の心を得たるを以て、護軍參謀軍事に辟す。駭請うて曰く『泉

郡の民は皆良善なり。特に賊の脅かす所となるのみ。請う、檄を以て招撫せば、必ずその助を獲ん」と。時に「那兀納」すでに肆に興化を掠め、道路梗塞す。駭、檄を以て從者に付し、間道以つて縣丞「龔名安」等に授く。「那兀納」兵を徵す。名安等伴りて之を許し、舟師を帥いて東山渡に次し、以て翌日を俟つ。「駭」等の官軍至る。遂に行省の旗幟を豎てて城に入る。秋毫も犯すなし。「那兀納」縛に就き、行省に檻送す云々とある。「陳駭」は學識があり、晩年は泉州に閑居し、七十歳で世を去つたが、郡民は祠を建て、祀つたと云われ、また方山堂集という著述を残したと傳えられている。

陳駭に應じて義兵を擧げた「龔名安」の傳は八閩通志(卷六七)閩書(卷百二十五)萬曆泉州府志(卷十三)その他にあるが、それらの記載は大同小異である。字を俊卿と云い、泉州府城(晉江)の人であつた。至正中、才能を以て宣慰司にひかれ、京師に差遣されたこともあつた。上田縣尉、潯漢場鹽官を経て、涵洲場司令となつたとあるから、恐らく潯漢場に居たときに、「陳駭」と同僚として相知つたものであらう。那兀納が亂を起したときは涵洲場の司令であつた。涵洲場は萬曆泉州府志(卷四)によれば、「(晉江)縣東南十一都にあり。洪武二十五年に置く」とあるが、元代にはすでにここに鹽田があつたことが明かである。十一都は泉州府城の南七十里餘り、宋代の仁和里の地である。(六十六)

那兀納(阿巫那)の軍勢は西域系の亦思巴奚兵を主力としたものだつたが、それでは不足だつたと見え、更に民兵の驅り出しを行い、また軍費その他のために貨財の誅求をした如くである。「劉益」の傳(八閩通志卷六七、閩書卷百二十四、萬曆泉州府志卷十など)によるも「西域の那兀納は泉に據り、州民を虐け、以て貨財を取り、得ざる者は多く死に

置く。益は悉く家貲を捐て、これを贖う。活す所の者甚だ衆し」とある。

官軍の來討を聞いた際も那兀納は大に兵を募つたらしい。閩書の龔名安傳に「(福建行省は)間道より名安に檄を付し、兵を海濱に募らしむ。那兀納之を聞き、また民に迫りて兵と爲し、以て來討を拒まんとす。「名安」、海濱の民をして、伴りて之を許さしめ、遂にその子泉州の學正「炳」、壻の行省理問「張仁」等に命じ、舟師を率いて東山渡に次せしむ。翌日、大に行省の旗幟を舟中に豎て、那兀納の迫る所の招民の兵舟を併す。那兀納戦わずして自ら潰ゆ。一時、海上、その保障に頼る」とある。また八閩通志の名安の傳には「舟を率いて東山渡に次す。翌日、官軍至る。遂に行省の旗幟を豎つ。群醜股栗し、門を開いて縛に就く。この時、海瀕搶攘保障の功は名安多きに居る」とある。

また乾隆晉江縣志に「(至正)二十一年回寇那兀納叛、據泉州。官軍至。千戸「金吉」開門納之。遂執兀納」とあるのを見ると、千戸の金吉なるものが、先ず城内から官軍に應じたらしいのである。

東山渡は泉州府城の東南、明末以後の迎春門(古くは通淮門、元末に南薰門と改む)の外にあり、城内から三つの水門を経て流れ出た水や、附近の諸川が合して晉江に入る所にあつた。清の康熙年間に長さ五里の長橋が架せられるまでは舟の渡し場であつたから、この名を得、泉州城外三十五都(城の東南二里のところ)にある。(六十七)

x x x

泉州には少くも南宋ころから、ペルシヤ人を中心としたらしい有力な西域人のコロニーがあつて、紹興年間(一一三二—一六二)以後の尸羅圍(施那幃、ペルシヤの Sīrat の出)家^{六十八}や、宋末から元代にかけての蒲壽庚一家の如き豪族が次々とこれを背景に出現した。阿迷里丁や、これに替つた那兀納もまたこの系列に加えるべきものと思われる。しかし、

これらの羽翼となつて、争亂の巷となつた元末の閩中の地を畏怖させた亦思巴奚兵の潰滅とともに、泉州に於ける西域人の勢力は大打撃を受けたものの如く、那兀納を最後として、いわゆるムスリム豪族は現われなくなつた。

そして福清の人陳友定（または有定）は一農民から興つて、汀州清流縣で義兵に加わり、福建全土より、更に廣東の北部にわたる地域を支配するに至り、その福建行省平章政事に任ぜられたのは至正二十六年八月廿九日であつた。（六十九）

しかし、それもつかの間で、早くも至正二十七年（一三六七）には、明軍は福州に入り、翌年正月には興化も降り、泉州もこれに續いた。延平に居た「友定」は捕えられ、京師に送られたのち殺されたが、かつて亦思巴奚の精銳を興化城下に殆ど殲滅した「友定」の子「宗海」も父と運命をともしたのである。（七十）

結 び

最後に泉州の亦思巴奚の亂は何故に起つたかという問題であるが、愚見によれば、これは最初は河南省に於ける毛胡蘆軍の如きもので、一種の自警軍隊として組織されたものではないかと思う。明史（卷百二十四）陳友定傳に

元末、所在盜起。民間起義兵、保障鄉里、稱元帥者、不可勝數。元輒因而官之。其後或去爲盜。或事元不終。オワリヲヨク

とある如く、元末には所在に叛亂が起り、治安が紊れるにつれ、所謂、義兵が組織された。これら義兵の中には勢が増すとともに叛亂軍に變質するものも少くなかつたのである。（七十一）元史（卷四十三）本紀によるに至正十四年五月には

立南陽鄧州等處毛胡蘆義兵萬戶府。募土人爲軍、免其差役、令討賊自効。因其鄉人自相團結、號毛胡蘆。故以名

之。

とある。自ら相團結したものだからというので毛胡蘆と呼んだという。明史(卷九十一)兵志の民壯土兵(郷兵)の項中に

其不_レ隸_ニ軍籍_一者所在多。有_ニ河南嵩縣_ニ曰_ニ毛胡蘆_ト。習_ニ短兵_一長_ニ於走山_一。
とあるのを見ると、明代まで存続したのである。

元史本紀(卷四十四)至正十五年八月の條には、「庚申、命_ニ南陽等處義兵萬戶府_一、召_ニ募毛胡蘆萬人_一、進_ニ攻南陽_一」とある。義兵萬戶に任ぜられたものは各地にあつたと見えるが、泉州の賽甫丁もまたもはこの義兵萬戶の一人であつたらしく、元史本紀(卷四十五)に同年三月乙亥にかけて

義兵萬戶「賽甫丁」「阿迷里丁」叛_ニ據_ニ泉州_一。

としてある。即ち賽甫丁は阿迷里丁等と共に泉州の民留外人團を率い、騒亂に對處するため一種の自警軍を組織して、これをペルシャ語で軍隊を意味する Ispāh (イスパーハ) または個々の軍士を意味する Sipāhi 等の言葉で呼んだものと想像される。その理由は度々言及したが如く、泉州には特にペルシャ人が多數居留していたためである。亦思巴奚は殆ど Ispāh の音寫と認められる。

これが組織されて見ると、當時の泉州で最も有力な軍隊となつたので、自ら福州や興化の紛争にも巻きこまれることとなつた。「叛す」とはあるが、本來は果してどれほどの政治的野心があつたものであろうか。始めはただ泉州を本據とする小さな自治政權の樹立くらいが目的ではなかつたかと思われる。

元末の如き混亂時代には、彼等が居留民として生命財産を保ち、海外貿易を續けて行くためにはかくするもやむを得ぬ事情が存したものである。しかるに勢力を得るに従い、福州や興化の戦争にも介入したため、漢人の反感を強くしたのは不幸であつた。また彼等自身の間にも内訌を生じ、那兀納(阿巫那)が阿迷里丁を殺し、その黨を窮追するといふ如き情勢となつては、故郷と山海萬里を隔てた異郷にあつた彼等としては、自ら墓穴を掘るの愚行を演じたものと言わなくてはならぬ。その結果は二百餘年に亘つて維持して來た東洋貿易の特異な地盤を失ひ、自分等も多くは福建濱海の土を血潮にそめて屠殺されるに至つた。しかし、この事件がなかつたとしても、明朝の興起とイスラム世界の萎縮により東西交通の様相は大きな變轉期を迎えるに至つたため、果して泉州のペルシャ人の社會が、そのまま繁榮を續け得たかどうかは頗る疑問で、「いな」と斷定するの外はないと思ふのである。

動くも坐するも、いずれは衰滅の運命を辿るほかなかつたとするとき、亦思巴奚騎士軍の華々しい活躍を以つてその末路の伴奏曲としたことは、史上にひとしおの哀韻を留めたものである。

註(一) 東方學第五輯、頁一二九。

(二) G. Flügel: *Concordantiae Corani Arabicae*, Lipsiae 1842. p. 95.

(三) *Ibid.* p. 95.

(四) *Ibid.* p. 19.

(五) 石山福治氏「支那語大辭彙」第七版(昭和三、東京)頁八には「蹠」と「唾」を轉倒してあげてある。

(六) *Dictionnaire Chinois-Français, Dialecte Hac-ka*, Hongkong 1926.

(七) 現存の閩書そのものには、こゝろ文章は見當らぬようである。

(八) C. Douglas: *Chinese-English Dictionary of the Vernacular or spoken language of Amoy, with the principal variations*

of the Chang-chew and Chin-chew Dialects, London, 1873. E. Tipson: A Cantonese Syllabary-Index to Soothill's Pocket Dictionary, London, 1951.

- (九) 東方學第五輯、頁一二四。
- (十) 蒲壽庚の事蹟(岩波版)頁一〇五。增補三。
- (一一) 元史には「諸哈的大師止令ニ掌教念經。回回人應有ニ刑名・戶婚・錢糧・詞訟、並從有司問之。」とある。
- (一二) F. Steingass: A comprehensive Persian-English Dictionary, 2nd Impression, London, 1930. p. 411 (hajj) p. 1360 (mir)
- (一三) Ameer Ali: A short history of the Saracens, London, 1951, p. 422.
- (一四) Richard F. Burton: Personal Narrative of a Pilgrimage to El-Medinah and Meccah, London 1855, Vol. II. p. 228 & note.
- (一五) Charles M. Doughty: Travels in Arabia Deserta, London 1936, Vol. I. p. 109.
- (一六) この役人をハートンは wakil と書く。 (cf. R. H. Kiernan: The Unveiling of Arabia, London, 1937, p. 182.)
- (一七) ハートンは會計役のひとを Emir el Surrah と書く。 (cf. Burton: Pilgrimage, Vol. II. p. 161.)
- (一八) Doughty: Arabia Deserta, Vol. I. p. 109.
- (一九) Burton: Pilgrimage, Vol. II. p. 223.
- (二〇) 陳萬里、「閩南遊記」上海、一九三〇年刊、頁五。黃仲琴「閩南之回教」(國立中山大學語言歷史學研究所週刊、第九集、第一〇一期)張星煊「泉州訪古記」(史學與地學第四期)頁四〇。
- (二一) 史學、第二十五卷第三號。頁二十三、二十八その他。
- (二二) 泉州訪古記、頁五〇。
- (二三) 閩南遊記、頁六〇。
- (二四) 閩南之回教、頁十七—十九。

(三五) 中西交通史料匯篇第三冊「古代中國與阿拉伯之交通」頁八六。

(三六) T. P. Hughes: Notes on Muhammadanism, 3rd edition, London, 1894, pp. 15, 16.

(三七) R. Blachère: Le Coran, Vol. I. Introduction, Paris, 1947, pp. 139—140.

(三八) 唐の杜環の經行記中にクーファの禮拜堂に於けるカリフ(アル・マンズールであると思われる)の說法(フトバ)の一部が紹介してあるが、これがイスラム教義に關する最も古い中國文献であろう。(王國維、古行記校錄中の杜環經行記)

(三九) 鄭曉は明の嘉靖年間の進士で、九邊圖志、吾學編その他を著している。上掲の文は或は九邊圖志の一部かと思われる。

(四〇) 馬以愚「中國回教史鑑」(民國三十年)頁四〇。咸賓錄の著者は江西の人で字は尙之、明の萬曆中にこの書を著した。

(四庫全書總目卷七八、地理類存目七)

(三一) 泉州の波斯人と蒲壽庚(史學二五の三)頁二十三、三十五等。

(三二) 明代には嘉靖四(一五二五)年、隆慶二(一五六八)年、万曆四〇(一六一二)年と三回に亘つて泉州府志が編せられているが、わが内閣文庫本、清學部圖書館方志目(古學彙刊所收)に挙げられたものなど皆萬曆壬子志である。乾隆二十八年の泉州府志の卷首に「宋志久佚。明嘉靖志間有抄本亦多散失。隆慶志板已無存。其得寓目者、皆展轉假諸故家。萬曆志則簡略不備。訛謬相沿云々」としてある。嘉靖志、隆慶志の如きも、乾隆年間にはまだ僅に見ることが出来たのである。

(三三) 四部叢刊本「西山先生眞文忠公文集」卷二十七。

(三四) 「嘉泰」を「嘉定」と誤解した例はいくつも挙げ得るが、明の何炯の清源文献(萬曆廿五年刊、内閣文庫所藏)には、眞德秀の「清源文集序」を引用しながら「清源郡志成於嘉定之初」と誤寫している。

また乾隆泉州府志の卷首に、歴代の泉州の地志の編纂者の氏名を擧げてある。それに「宋嘉定志」

知泉州事 休寧 程卓總脩

觀察推官 邵武 李方子纂輯

元末の泉州と回教徒(前嶋信次)

「宋淳祐志

無考」

としてある。これは大きな誤解で、嘉定志というものはなく、程卓と李方子が、嘉定年間に作つたのは「清源文集」即ち泉州關係者の詩文集成なのである。

(三五) 「清源文獻」序。

(三六) 陳垣「元西域人華化考」上。(國立北京大學國學季刊第一卷第四號) 頁六〇三—六〇八。

(三七) 乾隆泉州府志卷十一。

(三八) 黃仲琴「閩南之回教」頁十八。

(三九) 至正年間、泉州の紫雲寺にいた釋大圭の夢觀集(五卷)にも吳鑾の序文がついている。(四庫全書總目集部別集類二十參照)

(四〇) 丹羽友三郎氏「島夷志略成立年代に關する」考祭(三重大學「學藝評論」昭和二八年四月號と六月號) 同氏著「中國・ジャバ交渉史」(昭和二八年七月東京) 頁五〇。杉本直治郎氏「忘れられたる帝國」その他に拾う。—汪大淵に關することども(廣島史學研究會、史學研究第五〇號記念號。一九五三年四月) 頁三五—三六。

(四一) 前記杉本博士論考、頁三十五。

(四二) 程卓については乾隆泉州府志(卷二十九)に小傳がある。

(四三) 四部叢刊本「眞文忠公文集」卷二十七。

(四四) 石田幹之助氏「南海に關する支那史料」(昭和二十年、東京) 頁一七二以下。

(四五) 史學研究第五〇號記念號、頁四〇。

(四六) 知服齋叢書本所收。

(四七) W. W. Rockhill: Notes on the relations and trade of China with the Eastern Archipelago and the Coast of the Indian Ocean during the 14th century. (T'oung Pao 1915) p. 63.

(四八) メッカを氣候溫和、沃野千里の樂園の如く書いたものが明以後、ひろく行われている。大明一統志、潛確類書、咸賓錄などから「三寶大監西洋記」(第八十六回)の如き稗史などにまで及んでいる。恐らくもとは汪大淵の記録から出ているのである。星槎勝覽までが、同様のことを書いているには驚かざるを得ないが、流石に瀛涯勝覽はやゝ正確である。「天方國」の條下に「其處氣候、四時常熱如夏」としている如きはその一例であるが、明史外國傳はこれに據つてゐる。

(四九) 黃仲昭の傳は乾隆福建通志(卷四四)、乾隆莆田縣志(卷一六)その他に見える。名は潛、字を以つて行われた。莆田の人で、成化二年(一四六六)の進士、翰林編修となり、憲宗實錄の纂修に當つたことがある。八閩通志・延平、邵武各府志・南平縣志などを編み、周瑛と興化府志を同修した。未軒文集十五卷の著もある。

(五〇) 中西交通史料匯編、第四冊、頁二一八。

(五一) 同右。

(五二) 元史本紀(卷四五)によれば「至正十八年十一月乙未、普化帖木兒を以て福建行省平章政事と爲す」とある。

(五三) 顧祖禹「讀史方輿紀要」卷九六、興化府莆田縣の條。

(五四) 同右。及び乾隆莆田縣志(卷一)莆田里の條。

(五五) 莆田の近くにある村名。(乾隆莆田縣志卷一にあげてある)

(五六) 乾隆莆田縣志卷一。

(五七) 讀史方輿紀要(卷九六)興化府仙遊縣の條。

(五八) 元史本紀(卷四六)至元二十一年八月庚子の條に「福建行省平章政事普化帖木兒を以て江南行臺御史大夫と爲す」とある。燕只不花はその後任として赴任したのである。

(五九) 泉州のイスラム教徒中の有力者「金阿里」と混同したものである。「余阿里」が正しいであろう。江西行省左丞であつたのを兵を率い、海道から興化に乗込んだのである。

(六〇) 「莆四百年文物郡」とある。福建通志の方には「興化四百年文物郡」と見える。

元末の泉州と回教徒 (前嶋信次)

(六一) これらは皆、莆田より海岸に沿い、福清、福州府に向う街道上にある。

(六二) 福清縣城の西南五十里に蒜嶺の峠があり、その邊から眞北に向えば福州府、やや東北に向えば福清である。(讀史方輿紀要卷九六、福州府福清縣の條)

(六三) 蒜嶺から眞北に進み、常思嶺を越え閩江を渡るのが福州府城に至る順路である。

(六四) 烏石山は莆田縣城(興化府治)の城内にあり、北門と西門の間、即ち市街の西北隅にある丘陵である。(乾隆莆田縣志附圖參照)しかし明の萬曆九年の修築までは、この山の最高部は城外に出ていて、そこから攻められた場合、城の守備はしばしば危機に陥つたのである。至正十九年、阿迷里丁の率いる亦思巴奚兵もこれを利用して城内に攻め入り、嘉靖四十一年には倭寇の一隊が、ここを突破して城内に入つたという。それで萬曆五年に全山が城内に入るよう、城壁の擴張を行つたのである。またもとは五門があつたが、明初から東西南北と改められたという。寧眞門が廢されたので、もとは城の西北部にあつたものと思われる。(讀史方輿紀要卷九一六、興化府莆田縣の條參照)

(六五) 萬曆泉州府志(卷四、雜署)に「浚漢場鹽課司在縣東南十七八都。元至正(至元である)十六年置管勾司。至大二年爲司令司云々」とある。十七八圖は泉州府城の南方七十里にあつた。

(六六) 萬曆泉州府志(卷一)

(六七) 讀史方輿紀要(卷九九)泉州府晉江縣、天水准の項。及び乾隆泉州府志卷一など。

(六八) メルヅ出身とされるイラン系の學者マルワジー (Sharaf az-Zaman Tahir al-Marwazi の著 Tabā'i' al-hayawān (西紀一一二〇頃のもの)によれば、シナの諸港に赴くペルシヤ人 (furus) やアラブ人の商人らの大部分は、彼等の船によつて航し「ペルシヤ人は Shaf' より船出し、アラブ人は Basrah から出る」と記してある。(V. Minorovsky: Sharaf al-Zaman Tahir Marvazi on China, the Turks and India, Arabic text (circa A. D. 1120), London, 1942, Text p. 10. English translation p. 22).

(六九) 明史卷一二四、陳友定傳。

四庫全書總目(卷一六八)「灰石山人遺藁」の條には、この書の著者「王翰」(その先は西夏の人)は陳友定から「潮州路總管を授けられ兼ねて循・梅・惠三州を督した」とある。これは友定の支配が潮州まで及んだ一證と思われる。また、福建行省平章政事に任ぜられたことは元史本紀(卷四七)に見える。

(七〇) 明史(卷一二四)陳友定傳。

(七一) 元史本紀(卷四五)に至正十七年七月己丑にかけ「鎮守黃河義兵萬戶田豊叛し、濟寧路を陥る。……義兵萬戶孟本周これを攻む。田豊敗走し、本周還りて濟寧を守る」とあり、また同十八年辛巳には「義兵萬戶王信、滕州を以て叛し、毛貴に降る」とある。皆義兵萬戶なるものの叛亂を起した實例である。

加瀬古墳餘聞及秋草文壺の出土地

滿十六年ぶりで加瀬古墳の發掘報告書刊行を目前にした去九月二日松本信廣教授と現地を視察したが、二つの古墳否加瀬山自體が殆んど姿を消しているのに一驚した。調査の際お世話になつた青山勘五郎氏の健在は喜ばしく、我々の調査以前に鐵道工事の爲白山古墳の北東にあつた俗稱辨天塚が破壊され、石室(石棺?)内から遺物を出した由を語られた。また白山古墳の地主仁藤氏當主の話では白山古墳が破壊された際、前方部の南側から地下壙が數個列をなして發見されたらしい。當日青山氏所藏の土地測量圖を検し得たが、その結果報告書の三一頁に古墳の所在地を「南加瀬大字越路四八番」と記したが、これは第六天古墳の所在地で、白山古墳は「同四九、五〇番地」に亘つて存在したことが確認された。

なお地圖を精査して北加瀬と南加瀬の境界が加瀬山の北端近くを通つてゐることを知つた。それ故思わぬ混亂を生じたので、報告書四頁に「北加瀬字越路」と誤り、「史學」第二三卷第三號の口繪解説にも秋草文壺出土地を「北加瀬」と誤記するに至つたのであつた。この機會に訂正する次第である。

(清水潤三)